

平成26年第3回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成26年9月22日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-----------|
| No. 3 | 15番 | 佐藤富男君 | (P35～P54) |
| No. 4 | 4番 | 藤田節夫君 | (P55～P68) |
| No. 5 | 12番 | 上田秀人君 | (P69～P88) |

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	参事兼 健康推進課長	皆川博三君
参事兼 商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	参事兼 企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時59分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。

質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。

また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第3、15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

◇15番 佐藤富男君

1. 西郷村墓地管理運営について
2. 由井ヶ原の雪割橋にかわる新しい橋の建設について
3. 西郷村の防災計画について

○15番（佐藤富男君） それでは、通告順に従いまして、一般質問を始めたいと思いません。

一般質問を始める前に、議長においてちょっとお取り計らいお願いしたいんですが、私の一般質問の西郷村墓地管理の運営についてという質問の中の3番目の、西郷村内の墓地管理運営は、村の条例に従って平等に管理運営されているかお伺いしますという項目なんですが、この件につきましては、時間の関係もありまして、取り下げしたいと思しますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） ただいま15番佐藤富男君より、質問事項1のうちの質問要旨3の部分は取り下げをしたいということでございますので、議長においてこれは取り下げと決定いたします。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、順番に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、西郷村墓地管理運営について。下新田墓地の駐車場確保についてということでございますが、西郷村の公営墓地、村には3か所ございますが、この公営墓地というのは定員については、都道府県や市町村などの自治体が、そこから委託された公益法人が管理運営している墓地という定義になっているそうでございます。

西郷村の場合、若干その定義と違っておる部分ございますが、これはやはり長い村の伝統がそうさせているということで、あえてその辺については了解いたしますが、そこで、墓地の問題についてお伺いする前に、まず墓地についてのお話ですけれども、お墓というものについては、確かにご先祖様に対しての大切な役割があるというふう聞いております。そういう中で、ある方のお話によりまして、お墓には家族の絆を確認し合う場所という大きな大切な役割があるそうでございます。

動物は、母親はわかるが父親を知らない。万物の霊長である人間だけがそれを知っているといつて、中国古代人は先祖、父兄を大切にお祭りし、特に幼い子には祖父母の霊が宿ると信じてきました。それは日本も同じで、一昔前の日本人は、そんなこと

はどんな家の親でもちゃんと知っておりました。それを魂の会話と呼ぶそうですといったお話があります。

そして、かつてはどこの親でも小学校へ上がらない子に「はい、誰々ちゃん、お仏壇にお供えして」と言ってお仏飯とお茶を備えさせました。仏壇に仏飯とお茶を上げるのは、子どもの日課でございました。また、いただき物を仏壇に供えないであげようものなら、親からこっぴどく叱られました。誰しもそんな経験が一度や二度はあるそうです。これが魂の会話の第一歩です。

かつての日本の家庭では、そうやって物心もつかない幼いときから、ご先祖様との魂の会話の訓練をちゃんとしていました。魂の会話の訓練を受けた子どもは、やがてそのことがご先祖様を含む大切な家族の絆となることを、自然と身につけて成人しました。そして、今度は親となって我が子に同じことを教え、親から子へ、子から孫へと何百年もの長い間にわたって、魂の会話の伝統を受け継いできたのが、戦前までの日本の家庭でしたというふうなお話もありました。結局、よいお墓とは、お墓の前でご先祖様と魂の会話ができる家族のお墓のことなのだそうでございます。

このように、墓地は人間教育の場でもあり、また死者の安住の地でもあります。そうした大切な役割を果たしております。ここにおられる皆さんも、遠からず必ず墓地に行ってお安住の眠りにつくわけでございますけれども、本当にこの墓地というものについては、やはり真摯に受け止めて、そしてまた真摯にお参りしてまいりたいと、いつもそのように思っております。

そこでお伺いいたしますけれども、西郷村には現在、原中墓地441区画、内山墓地271区画、下新田墓地117区画の、合計で829区画のお墓があるそうでございます。先日の広報にしごう10月号に、内山墓地に1区画、原中第2墓地に1区画の永代使用者の募集記事がありました。西郷村公営墓地829区画に対し、わずか2区画の空き区画しかないようですが、現在の状況はどのようになっているのか、まづお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 15番佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

お彼岸の中日、明日でありますので、墳墓、墓地についてのテーマというのも各人において今のお話のように、魂の会話といったものもされるんであろうと。先祖代々我がルーツをたどって、いかにこの人生を生きて、それをどう受け継いでいくか、それを先祖を敬う対象として墓地ができましたが、その場所においてそういったことを考えるとといったことも、また必要であるというふうに思います。

現在の墓地の状況でございますが、申されましたように、公営墓地を村として設置して、その後だんだん石碑が建ったりということで聞いております。どうなっているかということですが、申し込みがあつてどのように対応するかということだろうと思っております。公営墓地をつくりましたが、やはり人口も増えているといったこと、あるいは核家族化が増えているといったことから、大抵現在の墓地はおただしのよう、新たに死をみとる場所は少なくなっているというわけであります。

よって、今回補正予算にも上げましたが、原中墓地の増設といたしますか、そういったことを考える時期に来たというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の再質問を許します。

○15番（佐藤富男君） 私の質問の仕方がちょっとアバウトというか、ちょっとはつきりしなかったために、村長のほうでも答弁しにくかった部分があったと思いますが、結局今、829区画村の公営墓地があっても、空き区画がわずか2区画しかないという非常に厳しい状況で、村の人口が2万人を超えないという、そういう状況の中、そしてまた新たな住宅を新築される方が、社会的人口増加増が相当増えております。当然これは、村に墓地を求めたいというのは当たり前で、これに対応することもまた大切なことだと思います。

子どもたちの保育所の、また小学校の受け皿づくりも大変だし、またこういった墓地の問題も大きなこれからの問題になってくると思っております。そういう中で、原中、内山、下新田、3区画の公営墓地がございましてけれども、829区画のお墓に対して駐車スペースが本当にいくらもなく、ほとんどが路上駐車をされているのではないかなというふうな状況かと思っております。ですから、この3公営墓地についてはやっぱりもう一度見直しをして、駐車場の確保も、また実際にどの程度使われているか確認をしながら、整備をしていく必要があると思っております。

そういう中で、この下新田地区に対しても同じことが言えます。117区画の下新田墓地に対して、約数台分の駐車スペースしかありません。厳密に言うと、見たところよくて5台から7台の駐車スペースしかないということで、お墓参りとかお墓掃除とか、全てにおいて不便を来しているということです。また、出る入るについても、JR東日本のフェンスが邪魔になって、非常に川沿いで危険な状況の中で皆さん利用されております。こういったこともいち早く解消していかなきゃならないと思っております。

そういう中で、ここで提案なんですけど、隣接して東北新幹線の高架橋があって、その下はフェンスに囲まれ、草が繁茂し、環境悪化の原因にもなっています。非常にこれは危険な状況ですね。しかし、駐車場の利用には最適な用地と思われるので、JR東日本との協議を進めて、駐車場を確保できないかについてお伺いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしのように墓地が集合してきまして、おただしのように墓数といたしますか、これが多くなってきましたと、言われたとおりに車でのおいでが多くなりますので、駐車場の要望が大きくなってきます。特にということで、今ご指摘の3か所につきましては、墓の数多いということもありまして、いろいろお葬式あるいは墓参りに関して多人数が来る、法要とかこういった場合は今バスで来ますので、そういった場所も足りないという話もあって、駐車場の確保についてはご指摘の点、そのとおりでございます。

これまでお墓は言われたとおりに、昔からそういうことで、各家庭のものと集合したもの、そのほかは、次は新しい法律ができて公衆衛生のこと、それから墓参りの趣旨、あるいはこれまでのいろいろな慣習的なことあってきましたが、今や少しこれは車の

社会に入り込んだ部分がありますので、ＪＲにつきましては、あの墓地が区画整理に伴って移転をした、そのときにＪＲとの打ち合わせをしたそうであります。

なかなかそのころは土地の値段、いろいろあつたりしてうまくいかなかったそうありますが、ご指摘のように車で今行きますと、フェンスあるいは草等が相当あります。いろいろ墓地を管理されている地元の方々もご苦労されていると思います。いろいろ考えて、ＪＲのことが具体的に出ましたので、そういった方法をとれないかどうかにつきましてもいろいろ検討してまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ＪＲといえば、実は平成7年に私が提案して、ＪＲの車両基地、これを新白河駅に持ってきて、当時始発が7時半か7時40分ぐらいだったんですね。それを6時半のいわゆる通勤圏、本当の通勤圏の駅にしようということで、基地を白河に持ってこようということで、村の議会で特別委員会をつくって全国を回って資料を集めて、ＪＲの本社に行ってそのことを要望した経緯がございます。

そのときに当時担当されたＪＲの投資計画部長さんから、こんな話があったんですね。白河市にＪＲ東日本の研修センターが設置されるが、そのことにより始発・終電便の増発は難しい。そのことで増発したなら、ＪＲの都合によるお手盛りの施策としてマスコミ、政府から批判を受けてしまうと。地域の要望、熱意でという大義名分が必要であると。地域の方々で世論を盛り上げてほしいという話があったんですね。

だから、あくまでもＪＲ東日本としては担当者も含めて、地元からこういう理由でこういう危険性がある、また環境悪化のことも含めて、非常に危険だということも含めて、地元から熱い要望があると。だからお願いしたいんだということで村長が行ってＪＲ東日本にお願いすれば、ＪＲ東日本では大義名分ができるわけですから、これはできますね。

料金が安いというお話もありますけど、料金が安いと言われた場合でも、あれだけ墓場をきれいにしても、ＪＲの高架橋の下が草が繁茂して、非常に枯葉また立木もなっていますし、非常に危険な環境悪化になっています。これらを考えれば、ある程度村なり管理組合とも協議しながら、やりますので貸していただけませんかということになれば一石二鳥、これはお互いにいいわけですから、私はある意味いい方向へ行くんじゃないかなと思いますので、村長においてぜひこの辺は進めていただきたいと思っています。

特にＪＲ車両基地の問題についても、当時私たちが活動して要望書を出しました。そのときに、総合企画本部夏目誠様投資計画部長がご対応されまして、このようなことを言われました。皆さんはこういった要望活動をこれで終わりということではなくて、今後白河地方の活性化をより一層図るという意味でも、この委員会は残して頑張っていたいただきたいという話があったんですね。

だから、ＪＲ東日本は私は打てば響くと思うし、今彼らも民間企業として地元の協力なくしてはできません。そして、ましてや村も駅前、あれだけの大規模な投資をして駅前の再整備を行ってきました。これはとりもなおさずＪＲにとっては大きな利益

になるわけですから、そういうことも含めて、やはりあの手この手で駐車場確保に努力をしていただきたいということをお願いして、この問題については終わります。

次に、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故によって、我が村や近隣市町村には数多くの避難者が、仮設住宅や福島県借り上げ住宅にお住まいになっております。帰還困難区域や、それからまた中間貯蔵施設ができてふるさとに帰れないという方、お墓参りもできないという方々がたくさんおられます。また、西郷村に家を購入して骨を埋めようというお考えの方もいらっしゃるし、事実もう家を建てた方もいらっしゃいます。もちろん土地を買われた方も大勢います。

そういった方々から、お墓が欲しいんだというお話がたくさん聞かれます。西郷村としても、西郷村から避難された方がまだ相当数おります。その方々がどうしているかということ、避難先の市町村の例えば学校給食を無料にしてもらったりとか、いろいろな意味で便宜を図ってもらったり、いろいろな支援を受けております。

そういう意味では、やはりお互い結いのお話ではないんですが、お互いにそこは相手の事情を踏まえて、できることをやってあげるといふ姿勢が私は大事ではないかなと思うんですね。そういう意味で我々西郷村民も大事だし、また新たに近隣市町村から西郷村に入ってこられた方々も大事ですけども、そういったいわゆる被災を受けてまだ避難されている方々のそういった要望も、私はある意味優先するべきこともあるんじゃないかなと思いますので、この方々に対するきめ細かな配慮の中で、今度原中地区にまた大きな墓地が造成されるということもありますので、それも含めて、村長としてそういう配慮のある施策をされてはいかがかと思いますので、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 原発の対応者をどうするか、昨日根本元復興大臣にお会いしました。いろいろやって、中間貯蔵の見通しということが出て、ただあれが出てきますと、今度は本当に帰還困難あるいはその他のゾーニングの問題があって、具体的に今言われたように、ついの住みかがあの周辺にできない人はいっぱい出てきます。この西郷村からも避難している人がいて、ほかの市町村におさまっている、これも事実であります。

要はということになりますと、一番難しい居住するところ、あるいは先祖をどう、先ほどの魂の会話を、先祖を敬うといった場所をどう求めるか、非常に密接に絡んだ問題になりますので、西郷村がその地に選ばれるという可能性もいっぱいあるわけでありまして。そうしますと、現在は住民登録の問題等がいろいろありますが、だんだんこの問題が、土地として安住の地としてこの西郷においでになるといった場合は、ご指摘のような事態になってくると思います。

今後どのように避難されている方、だんだん14万人、13万人、12万人になってきておりますが、どのようなついの住みかといいますかふるさと感、そういったものが変化してということが、今のお話のとおり出てくる可能性がありますので、その部分につきましては我が西郷村はできる限りのことはやる。そして、墓地の件につきましても、具体的なものにつきましては、対応についてもそういったお互いお世話に

なっていこうとする、あるいは今度3・11でお世話になった、逆に言うと東海・東南海の問題もあるわけでありますので、日本人としてお互いに助け合ったりという気持ちを持ってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 前向きにお考えしていただきたい、それが西郷村の温かい行政執行の姿勢であり、また佐藤正博村長の人間性がある意味では問われる問題だと思います。それ以上に、本当に避難されて今本当に苦しい毎日をお過ごしの方々が、一日も早く精神的に安定されたものを持てるというようなことに、村もできる限り私は協力をしていくべきだと思っております。

それで、西郷村の人口が2万人を超えたといえます。しかし今、1万9,930何人とかという話もありますが、村の高齢化率も25%を超えて、4人に1人が高齢者という状況になってきているというふうに聞いております。これからますます、これが30%になるのはもう目の見るより明らかであり、また団塊の世代である我々も相当数が多いわけでありまして、そういうお墓のお世話になる時期も遠からず必ず、人間、生あるものは来るわけでございますから、そういう中で、安心・安全という村づくりの一環として、私はこのお墓の問題もあると思えます。

そういう中で、5年ほど前に村民アンケートを実施して、その結果、原中墓地に約262区画の墓地拡大計画があるそうでございます。この事業を一日も早く進めていただけるように心からお願いするとともに、この262区画の中で、西郷村に土地を買って家をつくってここに住むという方であれば、私は村としてある意味そういった方々のエリアを設けてあげて、そしてそれなりの便宜を図った一般の墓地とは別な、また新たな墓地をつくってあげることも、計画してあげることも私は西郷村としてやるべき仕事ではないかなと思っておりますので、そのことを頭の片隅に置いていただきたいというふうにお願いをいたします。

次に、由井ヶ原の雪割橋の架け替え工事についてお伺いいたします。私も議員なんですけど、まことに勉強不足というか全くわからなくて、また議会でもあえて詳しく説明がなかったものですから、ちょっと理解できませんでございました。実は、由井ヶ原の雪割橋が老朽化に伴って、新しい雪割橋に代わる橋をつくるというお話を聞いておりますが、具体的な内容がわかりませんので、この事業の概要についてお伺いしたいと。そしてまた、事業計画費の内訳、またその捻出方法、そしてまた事業の目的についてもお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 川谷由井ヶ原線の雪割橋についてでございます。あの地が日本の戦後の開拓地として、それも一番厳しいところを加藤完治先生が切り開こうという、国家の食料事情の問題、あるいは開拓地としての先兵を切った場所ということで、ここに入植をされた方々については、非常に尊敬をしなければならないというふうに思っています。

それは、いわばこれまで苦難の道であったと。そして、特に由井ヶ原については、

かつて佐藤栄作総理大臣が運輸省の事務次官であったときに揮毫をされている雪割橋、そういった運輸省のほうも開拓といいますか、食料増産をするといった一助を担っていたというところでもあったわけであります。

しかし、戦後の20年からの歴史はまさに困難を極めたところであって、今その中心を走る道路については縦断勾配がきつい、さらには路面凍結、なかなか大変ということ耐えてこられたわけであります。現在の雪割橋につきましては築56年が経過した、そして14トンの重量制限がかかっている、こういった事情があるわけであります。しかし、あの橋は牧草を運ぶ大型トレーラー、14トンをはるかに超えたこれらが通らなきゃならない。しかし制限がかかっている。いかに小分けにして運ぶといったことの困難があるかということ、常々言われてまいりました。そして集落座談会、あるいは区長様方の要望がずっと出てきたわけであります。

そういった事情に鑑みまして、防衛省の予算といったことのバックアップもあって、平成22年度、23年度に道路概略設計、予備設計を行って、平成24年度から防衛省の補助事業採択を受けまして、道路詳細設計及び橋梁設計を実施しているところでございます。

さらには道路幅員も橋も大きく長く、あるいは道路も車社会に対応した拡幅がありますので、地元の地権者の皆様方にはご協力をいただいてこの事業をやっているというふうに、今用地買収等にも当たっているところでございます。次年度以降は、道路橋梁工事あるいは今、平成32年度完成ということに地元には申し上げているところでありますが、早く終わらせていただきたいという要望もございます。

なかなか歴史的なことを背負った、かつ大事業でもございまして、地権者の方々にはご迷惑をかけたり、あるいは工事中的ご迷惑等がいろいろあるわけでもございますが、いち早くこの悲願を達成して、そしてあの地区の景勝の地、あるいは国立公園の中のこと、あるいは地元の熱い思い等を背景に、我々は一日も早くこの完成に向かっていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長から大柁のお話は受けましたが、具体的な詳細について担当課長のほうからご説明いただければ幸いです。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 15番佐藤富男議員のご質問にお答えします。

事業の全体枠でございますが、国道289号線から由井ヶ原方面に向かいまして、延長が1.7キロでございます。そのうち雪割橋でございますが、今現在82メートルでございますが、新雪割橋のほうは138.5メートルの計画をしておるところでございます。全体事業費でございますが、約20億円でございます。補助率でございますが、10分の7で14億円、補助残としまして約6億円。それで、起債の充当でございますが、こちらのほうは緊急防災・減災事業債というふうな起債のメニューがございまして、起債充当率は100%でございます。この辺の運用につきましては企画財政のほうになりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、事業規模とか全体の大枠について村長からお話がありました。総事業費が約20億円、そして14億円が防衛省の補助事業であると。6億円が起債ですか、受けるようなお話でございましたけれども、6億円の予算の確保について、企画財政課のほうでどのように考えているか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） ただいまの雪割橋の事業計画の中で、村の負担6億円をどう考えているかという質問でございますが、平成22年度からこの事業が進められてきたわけですけれども、平成25年度までは起債については対応してございませんでした。それも事業費の単年度の事業費枠で少なければ、当然単費充当で間に合う予算枠であれば、そのような対応をしていきたいと。

もし、今後本格的に工事等が始まれば、単年度の単費の事業費が2億円近くになるかと思えます。そのようなときには、全体の予算組みの中で、当然起債は借金でございますので使わないほうがいいんですけれども、全体の予算組みをした中で、当然単費が足りない部分については、先ほど建設課長が申した有利な起債を充てていきたいと考えております。

それで、先ほどの起債なんですけれども、平成26年度から先ほど申し上げました減災の事業に対する起債、それが充当率100%で交付税の措置率が70%ということを示されておりますので、そちらの起債の対応になるかと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 289号線から由井ヶ原まで約1.7キロの工事、何か私の聞いた範囲では、盛土をして高くするというお話も聞いております。そして、総事業費が20億円、そのうちの14億円が防衛省の補助で6億円が起債で賄って、後で交付税で70%ですか、戻ってくるようなお話だと。

一応財政需要基準額の中に橋も当然道路も組み込まれますから、それなりの交付税は増えてはくるとは思いますがけれども、その中でちょっと疑問に思うのは、この事業をやるよりはもちろんやったほうがいいし、ないよりはやったほうが私はいと思うんです。ただ、今の村長からのお話ですと、現在の雪割橋は老朽化をして、14トン制限があると。トレーラーが通れない、牧草通れない、だから20億円使ってこの橋をつくるんだというふうには聞こえないんですね。

だから20億円の投資をして、その20億円に見合った費用対効果を考えて由井ヶ原地区の新しい構想とか、由井ヶ原の振興策というものがこの橋ともに示されているのであれば、これは十分私は理解できますけれども、単に橋をつくってトレーラーが通ればいいんだというような目的では、私はちょっと未熟だと思うんですね。これについてももう少し、どのようなお考えをされているのか、まずまたお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 橋をつくるだけでは足らんだろうと、それもそのとおりだと思います。

ます。しかし、一番は老朽化です。トレーラーを通すのは当然であります、老朽化で危険となれば、今後の日本が抱える公共施設の老朽化対策、これと軌を一にすることになります。

2番目は、現在の営農あるいはその他の通勤・通学の用に供する。そうすれば、その次となりますと、もう一つはレジーナの森といいますか、天栄の例の真船林道、こういったものの旧289号のルート、そういったところの連結、いろいろ出てきます。やはり観光面から言いましても、那須、西郷、会津といったルートも昔はあった。そういったことをいろいろ考えますときに、この道路がさらにいろいろ延長されたりという要望もありますので、そういったことも考えながら、もちろんそれ以外もあるでしょうけれども、そういったことが想定されるというところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ここまで事業が進んできて、ここでああだこうだ言ってやめろとかということも、私のほうは言えません。それなりにまた地元の方々も橋ができることを期待していると思うんですね。ただ、今のお話だけではちょっとまだ理解不足、納得できないんです。

というのは、もし老朽化して、14トントラックが通れない、14トンで制限があるというのであれば、何も別に道路を盛土して立ち上げて、そして橋を138メートルが正しいかどうかわかりませんが、そこまで大きくやる必要ないんじゃないのかなというように思うんですね。その目的が曖昧というかきちんとしていないために、説得力が私にはないですね。

ただ、もしもここでやるのであれば、近隣の地元の方々とのコンセンサスをきちんととって、そして地元の方々が納得して、地元の方々にとって本当に振興になる、プラスになる、活性化になるというものにしなきゃならない。そのためにはどうするかという、その部分の肉づけができていない。骨はできて肉はついていない。

今、ちょっと村長から思いつきかどうかわかりませんが、いわゆるレジーナの森につながる道路の話もありましたけれども、じゃ、具体的にこれを防衛省のほうともう話をできているのかということですね。話ができていて、これをまず第1次でやって第2次ここだということで、防衛省のかけをとれるのかということですね。それができていて、またこっちで1次、2次でやるのであれば、それはそれなりに私も了解できますけれども、その辺については村長、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 防衛省の予算というのは、どういった採択基準があるのかと。それから、事業費の大きさというのはどういうことか。さっきビーバイシーの話出ましたね。当然これらが念頭にあって予算は裁定されます。今お話しのように、なかなか肉づけが見えないということですが、高さあるいは長さが両方変わってきますのは、勾配修正です。これまで一番凍結したときにブレーキがきかない、カルミヤの先に真っすぐ行って落っこちてしまう。そういったことがあったりする。ぜひ勾配を直していただきたい、これもあります。あるいはカーブがきつい、直角カーブです。

先人はいろいろなところを考えてこのロケーションを決めたんだろうと思いますが、大体今の場所周辺ということが、地形いろいろ考えてというふうになって、そしてそれが妥当とするならば、次に値段といいますか金額ですね。事業費はどうかということです。全体的ルートはもちろん持っております。しかし、採択をするときに、これはここで我慢していただきたいということがあれば、それに従うしかない。我々は一番は橋の老朽化、そして通行の円滑化、こういったことを念頭にしているいろいろ協議をしてきたわけでありまして。

次にということで、今のどのような話がされているか。もちろん防衛省との話は今の部分もしております。しかし、予算は言ったとおりににはなかなかつけてはいただけません。我々は一番は財源の確保でありますので、なるべく高率なものを大規模に一括ということで、ここでぶつかるわけでありまして。いろいろご指摘の点につきましても、実現できますような努力は今後ともしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私はここでも要望をしておきたいと思いますが、約20億円の予算をかけて橋をつくる。しかし、今現在の雪割橋というのは、過去何十年にもわたって村の観光施設として大きな観光客の誘客に尽くしてきた。それはそれなりに尊い、また現代においては貴重なものだと思います。当然これができ上がれば取り壊しになるのかなとは思いますが、果たしてそれもまだ具体的に決まっていないようです。

ですから、物事を進める上で、そういったことまでも含めて、私はこの事業を進めていただきたいなど。そしてまた、実際にレジーナの森へ抜ける道路、私も以前菊地村長とも私議長時代、何度も話ししてつくろうか、やろうか、どこ通そうかと話しました。これは大願成就してほしいし、また必要であろうと思います。

そしてまた、一番大事なのはこの橋ができることによって、由井ヶ原地区がどのように発展するんだ、開発するんだということですね。この橋がいかにその役割を果たすかということの部分だと思うんです。そういう部分で、私はどうせここまでやるのであれば、サイゼリヤのあれで広大な敷地がある、土地がある。サイゼリヤさんと当然これを今から話し合いをして、この橋ができた後のことについても観光農園としてのやることも含め、またはある意味でまた別の土地利用も含めて考える。

そしてまた、地元の方々とも一体となって、由井ヶ原地区を本当に日本のスイス村として海外に売り出そうと。そしてそこに由井ヶ原の方々全員をスイスに連れて行って、そこでどんな村がいいんだ、どんなのがいいんだということを勉強することも大事だ。そして、由井ヶ原地区を発展させる、そういった大きな意味での構想を練って、そのためにこの橋が必要なんだという説得力のある裏づけを私はつくっていただきたいということをお願いをして、この問題については質問を終わりたいと思います。

次に、西郷村における災害の防災関係の問題についてです。異常気象が続く日本列島ですが、広島県の土砂災害などは深刻な状況です。本村も、平成10年8月27日に大雨による災害を経験しております。今後は異常気象による想定外の大災害も視野に入れなければなりません。村の災害対策、村民の人命を守るための具体的施策をご

説明くださいということで、通告をいたしておりました。

それで、村における災害でございますが、2011年3月11日に発生した東日本大震災、東北地方太平洋沖地震はマグニチュード9.0の地震で、東北を中心に北海道から関東にかけて震度7から5弱の揺れとなって、太平洋側に大きな津波も発生をいたしました。本村においては、この地震により震度6弱の揺れを観測し、死者3人、負傷者4人、一般住宅の全壊約40棟、半壊約300棟の大被害が発生したことは、昨日のことのようには思えます。

けさのニュースでも、フィリピン、台湾を襲った台風も、100年に一度の台風だと言われております。今年2月に西郷村に降った雪も、私が生まれてから初めてではないかというほどの大雪でした。孤立する家や道路の寸断、通勤にも行けない、歩くことさえできない大雪は、西郷村にとって想定外の雪ではなかったのでしょうか。こんな異常気象による想定外の災害が予想される現代においては、今まで経験したことを想定した防災計画ではなくて、経験したことのない想定外の防災計画が求められると思います。

こんなことから、西郷村の防災計画を見直して、想定外の防災にも耐え得る計画を立てていかななくてはならないと思います。そういう中で、防災計画とは何ぞやということでございますが、災害対策基本法第40条に基づいて、各地方自治体は都道府県や市町村の長がそれぞれの防災会議に諮って、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画であります。

防災とは、災害を未然に防ぐ目的を持って行われる取り組みで、災害の概念は自然災害のみならず、人為災害、例えば原子力発電所の原発事故なども入ります。西郷村の地域防災計画は、約42の対策を西郷村防災計画平成25年3月版について示されております。しかし、広範囲に細部にわたって計画が記されておりますけれども、逆にこれらの計画が本当に機能するのかと疑ってしまいます。

例えば、本年2月に降った大雪の際には、防災計画のとおり防災活動が実施されたのでしょうか。防災組織がしっかりと組織され、組織的に活動されたのでしょうか。各課が一致団結し、情報を共有して行動されたのでしょうか。計画倒れにはならなかったのか。十分に住民の要望を満たすことができたのでしょうか。村長、建設課長からご意見を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今年の2月の大雪の件についてということで、所見ということでございます。本当に大変な対応であったと。ご期待にお応えできたのか。できないと言ったほうが多いんだろうと思っています。2月8日のときには、あれは何となく、従来どおりといいますか、こんなもんだろうということで終わりました。14日からどっかでやむだろうと、頭の片隅にはありましたですね。しかし15日になって、あの大雪が降りやまない、それから75センチメートルとか85センチメートルとか、山梨が1メートルを超えたとか、あの時点に至ったときに、さて、どのようにということで、初動から本格的な対応までということが、随時頭の中が変わっていったわけ

であります。

最初はやむだろうと。しかしやまない。だんだんそれが広がっていく。その次に、山下の県道との交差点でトレーラーが止まっている。それに付随して玉突きのように2台止まって通行止めになっている。その次に、大清水の上り口、あそこに4台止まっている。結局最初は国道4号と県道が通行止めというか、それに近くなりましたので、間道伝いにといいますか、村道に入り込んできたというのが一番であります。

15日の近くになって、皆様からいろいろ電話いただきました。どのような配置、どのように対応しているのか。私も県とはいろいろやっていましたが、ロータリー車の貸し借りの問題、しかし自衛隊に頼むのがいいだろうということで、郡山の第6特科連隊の司令に電話しました。しかし、49号中山峠、不足している、200台、あそこに行かなければならない、勘弁してくれという話があった。ということで、だんだん組織を拡大あるいは人が足りない、いろいろなことを考えてやってきましたが、言ってみれば悪夢のような期間であったというふうに思います。

ではということで、想定外のことを想定すべきだよ、今の話がありました。想定というのは、いろいろ社会資本の設計基準がありますね。例えば河川の幅、深さ、勾配、道路も同じです。あるいは安全施設、そういったことを考えたときに、基準を上げていかざるを得ません、今の話。想定外のことを想定するといった場合は、前提条件になりますので、この分を上げていくということになると思います。それがどこまで上げるべきか、今回の一つのテーマではなかったかというふうに思います。

原発はひとつ想定外ということでありましたが、結論は逃げると。まず一番は逃げる。どこに逃げるかということも含めた想定外のことを想定していくということになるんだろうと思います。8.27以降いろいろ天変地異がすごくて、そして今の想定外のことを想定すべきという意見があって、だんだん前提条件がきつくなっているといいますか、そういったことの仕事量が本当に格段に大きくなっているという状況でもございますので、防災計画あるいは体制につきましてもいろいろ見直しをしながら、それになるべく近づけるようなことになるように努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 15番佐藤富男議員のご質問にお答えします。

除雪関係でございますが、まず降雪が非常に多かったこと、そちらのほうを踏まえまして、ああいった雪の対応につきまして、まず3月18日、こちらのほうは建設事務所管内で反省の問題点の提起をさせていただきます。4月22日、こちらのほうは役場内の庁内調整会議としまして、総務課、建設課、学校教育課、生涯学習課、福祉課、健康推進課、住民生活課等におきまして、この2月の大雪に関しましての問題提起、どういった点でいろいろ問題が起きたのかという形の検証を行ってございます。

7月には建設業の組合のほうと、除雪計画を見直すことについての打ち合わせ等を行ってございます。（不規則発言あり）2月の大雪に関しましては、想定できなかった大雪でございまして、住民の方には大変ご迷惑をかけたと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） あの大雪のときに、私のところにもたくさん電話がまいました。そして、家から出られない、道路に車が出られないから何とかしてくれということでの話も相当数ありまして、建設課に電話したならば、村長も一生懸命そこで電話番して対応されていたということで、私もびっくりはしたんですけども、そういう状況ですね。村長がそんなことをしなきゃならないような状況だったんですね。

本来はそうではなくて、村長は災害のときは対策本部長という立場ですから、電話番をしているような状況でなかったんですけども、いろいろな意味で慌てふためいていたのかなというふうに思います。

そういう中で、大災害また大雪のときに、災害対策本部というものが設置されるんですね。ところが、あのときには設置されなかったと思います、恐らく。その災害対策本部が設置されれば、そこに村の防災計画によると、本部長は村長、副本部長が副村長、そして消防団長なんですね。あとは本部員は各課の課員を充てるとあるんですが、先日の議会の一般質問で、消防団長さんが建設課長さんに一般質問されたんですね、大雪の問題について。そうすると、対策本部の副本部長が議会の中で建設課長に質問するということは、これは本末転倒で、どうなっているのという部分の私は疑問を持ちました。

ということは、それだけ災害に対しての危機感とか管理体制、そしてまた組織化、行動計画というものが、まだ十分に計画どおりには進んでいないのかなというふうに思いました。そういう意味で、私はこれから想定外を想定しながら、市町村の防災会議は防災基本計画に基づいて、当該市町村の地域にかかわる市町村地域防災計画を作成して、毎年市町村防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなきゃならないとなっておりますので、これらについても十分反省をして、防災計画を見直す必要があるのではないかなというふうに思います。

ですから、消防団の活用、そしてまたこういった一朝有事のときには、消防団というのはすごく力になるんですね。全村的に各行政区のほうに分団がありますから、その命令一下、若い方々が本当に行動力をもって大きな力になると思います。これらを私は使わない手はないし、また、消防団の方々も村の要請があれば喜んで頑張ってくれると思いますので、その辺についても一層、今回のようなことがないように見直していくべきだろうと思います。

そういう中で、例えば計画の基本方針の第4章には、災害復旧計画としてその4に、防災施設、設備、資材・機材などの整備など、防災関係機関は災害が発生し、または発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、機材などの整備などを図るというふうにあります。実際にこの計画どおり現在の整備状況は、どの程度進んでおるのか。そしてまた、現在そういった整備状況について満足されているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番、ここで休憩していいですか。

○15番（佐藤富男君） はい、了解です。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時19分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

15番佐藤富男君の一般質問に対する答弁を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 15番佐藤富男議員の一般質問にお答えいたします。

災害のときの設備、それから機材、それから備蓄、そういったものに対するご質問かと思いますが、設備に関しましては、計画的に各集会所、それからコミセン、そういったものを整備してきましたが、新たに段ノ原の集会所を整備いたしまして、そこが避難所として追加になりまして、現在50か所の避難所となっておりますが、3・11以降傷んだコミセンとかもございますので、そういったところに対しては改築あるいは耐震化ということで、虫笠それから下羽太、一の又、稗返、そういった避難所を整備してきております。

また、機材に関しましては、先ほど来お話出ております除雪関係ですが、新たに手押しの除雪機械7台整備しまして、それから乗用の小さい除雪車1台が業者のほうから寄附がございましたので、除雪関係に関しましてはそういったところを整備してきております。

それから、備蓄の関係でございますが、役場自体としましては備蓄をほとんどしておりませんが、現在ありますのは、圧縮毛布が900枚ほど、かけるほうの毛布ですね。それから通常の毛布が50枚、それから敷物のほうになります。130枚、それからタオルケットのようなものが100枚ほど備蓄しております。あとは各水防倉庫ございまして、そちらに土のう、1,000枚単位で各水防倉庫のほうに保管してございます。

それから、以前質問をいただきましたが、役場の非常電源はどうなんだということで、非常電源に関しましては昨年整備しまして、おおむね3日間、8時間まで耐えられる設備を役場のほうに備えております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、総務課長からお話をお聞きしましたが、毛布が900枚の一般の毛布50枚とかいろいろありました。結局、何を想定して900枚で間に合うのかということですね。恐らく何かその根拠はないと思うんですよ。たまたま900枚たまたま。50枚だと思うんですよ。除雪機もたまたまもらったから1台小さなものが来たということですけども。

ではなくて、学校がいくつあって、子どもたちの通学路がどことどことどこで、通学路を除雪するためには機械が例えばそこに何時間かかって、これが移動したとして

移動時間も含めて何台必要だとかと、具体的にそういうものをやるんじゃないで、たまたま寄附されたとかたまたま900枚あったというだけで、私はその根拠はないと思うんですね。ましてや計画にのっとってのね。

恐らく計画倒れというのか、余りにも西郷村の地域防災計画、これは恐らくマニュアルとかあるんでしょう。県のほうでつくったやつをまねしてつくったと思うんですけども、現実論として、これは現実に即していないと思いますね。だから、もっと現実論として、現実に即した内容に見直していく必要が私はあると思います。今ここでお話ししていますけれども、富男君言っているけど、あんなこと必要ねえと思っているかもしれないけど、これは本当にわからないですよ。

以前、私が小田倉小学校の子どもたちの交通事故危ない、気をつけろ。佐々木教育長に一般質問をやって、それから間もなく小田倉小学校の4号線で交通事故があって、子どもたちが亡くなっちゃったとかいろいろあったんですけども、そういうものなんですね。だから、今これ、西郷村だって大雨、今本当に8・27災害をしのぐ雨が降ってもおかしくない状況です。河川だってどの程度はらんするかわからない、洪水もあるかもしれない。あのときの洪水なんてすごいですね。あれの倍があるかもしれないわけですよ。

いろんな意味含んだときに、今例えば避難所がコミセンを整備したとかどこどこにつくったとか言っているけども、住民の方々がそこにさえ行けないんじゃないですか。どうやってそこに住民を避難させる、誰が避難させて、誰がどのような交通手段を使って運ぶのか、それも恐らくできていないと思うんですよ。現実的にすごく問題があると思う。だから、そういう意味ではもっともっと内容を吟味して、想定外の災害があっても、できるだけ住民の安全・安心と命を守るという努力をしていただきたいなと思いますね。

そういう中で見ても、村の地域防災計画の中に、西郷村防災対策本部とあるんですね。これは村長が本部長で、副本部長が副村長と消防団長だけなんです。本部員は各課の課長、職員を充てるだけなんです。本当であれば、ここにひとり暮らしの人もいないとか、例えばダンプはないとか、例えばバックホウはないとかとか考えたりすれば、やはりここに民生委員の方、消防団、また分団長を含めた方、それから建設業組合の代表とか、幅広くそういった方々を加えて、そして現実的にすぐ機動できるような組織に私は考えていくべきではないかなと、そのように思います。

次に、この地域防災計画の中にも第42条の2には、地区居住者などは共同して市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に、地区防災計画を定めることを提案することができるという条文があるんですね。これは例えば村の防災計画の中に、大平行政区とか上野原行政区、稗返行政区とか行政区ありますが、そこでそういった防災計画をつくって、そして村に提案することができるとなっているんですが、現代的に各地区の防災計画で提案された経緯があるかどうか、まずお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしのとおり、計画は細かく、あるいは想定外のことも取り

入れるというふうになると思いますが、積み上げといいますか、地域密着型、仰せのとおり区長様がこの地域のということもあって、いろいろ意見具申あるいは情報、そういう面を担っておいでですので、そういった方々のということから出てくるのは非常に大切なことと思います。

今のところ、今ご指摘の点についてはないというところでございますが、消防は自衛消防隊が各地区にあるところもあります。みずからどういった災害に対する備えをするかといったことも大切でありますので、この点につきましても啓蒙あるいは情報の伝達、そういったもろもろの広がりから、減災あるいは避難のルートを一番いい方法でということに持っていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 本当に村の地域防災計画も、国・県がつくったひな型をそのまま受け継いでやってきているというだけで、現実的に即していないし、具体的にそれがまだ機能していないというふうにはっきりわかりました。そういう中で、本当であれば特に地域の行政区長さんを中心とした、地区の防災組織というものをもっともっと充実させる必要が、本当は私はあると思います。一番地域のことは地域の方がわかるわけですから。

そういう中で、自主防災力の向上には身近な地域の危険環境を熟知すること、日ごろから近所付き合いを大切にし、ひとり暮らしの高齢者や体の不自由な方をはじめとする災害時要援護者の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練をしておくことなどが大切です。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、みずからの手で地域の防災マップを作成したり、みずからの災害への対応能力を高めるための訓練、研修に参加するなど、災害対応をみずからの問題として捉えた行動が必要となりますということで、今後、各行政区長さん会議もあるでしょうから、もしもそういったことでの防災、雪、雨、地震、さまざまな問題ありますが、そういったときの防災、特に子どもたちの命を守るといっても含めて、しっかりとしたできる限りの対策を練っていただきたいことを要望しておきます。

次に、この計画の中にヘリポートを、例えば孤立した場合にヘリポートを指定して、そこに人の輸送、物の輸送をするんだというような計画が入っていますけれども、今現在西郷村の防災計画にあるこのヘリポート施設の指定というのは、どこか指定されている場所はありますか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

西郷村では2か所指定しておりますが、野球場と、それから米小学校の多目的広場の2か所を指定しております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ちょっと勘違いしていると思うんですね。確かに村にヘリポートが来たときには、野球場なり米の多目的ですね。でも、あそこは孤立しないんです

よ。孤立するのは、前回の平成10年の8・27災害のときは羽太だったでしょう、橋が流されて。じゃ、羽太の孤立したところに物資を運ぶ、人を輸送するとき、どこにヘリポートおるんですか。そういう経験がある、またハザードマップもあるんです。そうすると西郷村のどこの場所が危険で、どこが孤立する可能性があるかわかってくるんですよ。

だから、その孤立した場所に、どこにヘリポートをつくるか、どのように輸送するかということが大事でしょう。そのことを私は言っているんですね。例えば、福島郡山自衛隊から西郷村に物資を持って野球場に来るのはわかります。しかし、私はこの計画には、孤立した方々を救助する、援護する、また支援する、物を送り、人を輸送するという形なんですね。すると、孤立した場所における場所がなくちゃだめなんですよ。これは、ここで議論しても時間の関係ありますから言いませんけれども、とにかく村の地域防災計画、これを絵に描いたもちにしないで、徹底的にこれを勉強して、そして実際の災害を想定してより充実した防災組織計画を練っていただきたいと、これを心からお願いを申し上げます。

それでは、時間の関係もあって、ここで私も防災計画には載っていない部分での、私は防災の提案をしたいと思います。

まずは、1つは災害があった、大雨があった、雪が降ったときに、皆さんはもう村との電話回線もパンクしたり、受ける方も村長が電話に出るような状況になってきちゃったら、これはいけないんですね。情報ももらえないです。このとき何を利用するかといえば、今普及しているパソコンなんですね、インターネットなんです。パソコン、インターネットは、議会中継もやっていますけれども、常に情報が共有できる、享受できるんですね。だから、私は災害があったときに、この議場を西郷村のオフサイトセンター、いわゆる緊急事態応急対策拠点施設にしちゃえばいいんです、ここを。そして、このカメラを使って、村長がここで担当者がここで、インターネットを通じて村の情報を流せばいいんです、ここで。

この議場の机も、ずっと円卓にすれば相当の数が入って、ここで議論もできるんです。マイクもあるんです。議論できるんです。だからこの議場を利用して、センターとして、そしてここから情報を発信していく。インターネットを見れば生中継で、ライブ中継で村長の言葉が発せられる、また注意事項が出る、また現在の状況が把握できるという、できるんですよ。うまくすればタブレットを持っていれば、タブレットで今度場所を移ってもそこで村の状況を見られるし、情報も流せるんですよ。

だから、そういった、写真も含めて実際に生涯学習課のほうで去年、佐渡のほうにリフレッシュ事業に行きました。あのときもリアルタイムで写真を撮って、それをインターネットを通じて村のホームページで、子どもたちが何をしているかということ流した。そういったことも全部できるんですよ。だから、これだけの設備をつかったんですから、この設備を利用しない手はないし、議場も、これはもう緊急事態ですから、当然椅子を取っ払ってオフサイトセンターにしちゃえばいいんです。私はそのようなことも十分考える必要があるのかなと思います。

そうすることによって、常に住民の方々がインターネットを通じて見て、そして聞いて、場合によってはマイクを使って相互通話もできるわけですから、インターネットでできますね。そういうこともできるんです、やろうと思えばですよ。

それともう一つ、水道事業者のほうにも、大きな村のマップがあります。ここに大きなマップを持ってくればいいんです。大きなテレビカメラを持ってきて、そこにパソコンから西郷村のマップを載つけて拡大縮小できるようにしておいて、そこにGPSを使って作業員がどこに行っている、村長はどこに行っている、村長にGPSを持たせればいいんです。どこに行っている、機械がどこを動いている、全部一目瞭然、ここでできるようにできるんですよ、やろうと思えば。

そのぐらいの、今現代の機能を生かして、そして常に情報をみんなが共有できる、そして最新の情報を得られる、そういう機能を持たせた対応も私は必要だと思います。ですから、ぜひそのことも含めて勉強していただきたいなと思います。

それから、この防災対策会議ですか、組織、これは対策本部は村長と副村長、消防団長、そしてまた各課の課長さんだけなんですね。この計画を見ると、この中に議会の議員は誰も、議会とか議会議員は全然組織の中に入っていないんです、入っていないんです。議員は蚊帳の外なんです。何もしなくてもいい状況になっているんです。

私は、議員というのは長年またそして選挙を通じて村内くまなく歩いたり、また各地域の方々と常にコミュニケーションをとって話をし、いろいろな状況とか情報とか細かい道とか全て知っています、議員は。ですから、そういう意味で議会の議員を組織に入れたいというのは、ちょっと私はもったいないと思うんですね。

ですから、いつか災害があったときは議会議員も常に心配をし、またそれなりに個人的には動いていると思うんです。しかし、個人的じゃなくて組織的に動かして、そしていろいろな情報を共有しながら、1 + 1は2じゃなくて1 + 1は4にも5にもできるような議会の議員の活動の場を設けることも、私は非常に大事ではないかなと思っています。ですから、ぜひ防災会議、防災組織の中に議会議員も付け加えてはいかかと思いますが、村長のお考えをお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話、ごもっともだと思います。本当に今のお話をずっとお聞きしてしまして、どのように対応していくのかと。まずは今の状況あるいは台風であれば行き先、あるいは地震の余震の問題、次に知りたい情報がいっぱいありますね。それをどう住民の皆様にお伝えしていくのかということでもあります。その次は、どういった次の指示、避難とか対応についての指示が出せるのかというふうになってきますと、今回の雪を通して一番わかりましたことは、最終的に人だろうというふうに思っております。

議員の中にも、本当に大変お世話になった方がいました。かつ区長様あるいは消防団、消防も振り始めて最初に火事より救急車の通る道を確保すると、この問題から出てきました。そのルートをつくってということになりましたので、その次に今度は役場職員若いのが出て、雪かきできないご家庭を訪問して、そういうことも行政もや

りました。しかし、最終的には今言われたように初動、情報をどう提供していくのか。我々も含めてどう手にするのかということですね。テレビあるいは言われたとおりありますが、今はスマホが手に入ってくる時代になりましたので、画像とともに言われたところは有効だろうというふうに思っておりますし、そうなるだろうと思っております。

さらに、今回の対応につきましては、もう既にボランティアな精神を持っている方がいっぱいいます。建設業組合、警察、消防、常に寄り添っていただきました。これは3・11以降の1日3回防災会議をやって、情報をどう伝達するか、どう広報すべきかといったことからずっとやっておりますが、今回の雪を通しましても、また雪は水以外、地震以外のことでありましたので、少し本当に大変だったわけですが、ご協力に本当に感謝をして、それをベースとしましてさらなる対応の強化に努めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私が言ったことをできれば真摯に受け止めていただいて、前向きに考えてやっていただきたいということを思います。特に一番心配するのは、大地震にしても大雪にしても大雨にしても、一番心配なのが子どもたちです。子どもたちでも、生まれたばかりの子ども、乳幼児から、または小学生、中学生、高校生になれば少しは活動できますけれども、そういった子どもたちに対して、果たして行政が本当に守ることができるのかという部分です。

例えば、乳児が孤立したとなれば、当然そこにはミルクも必要でしょう、おしめも必要でしょう。あと飲み水も必要ですね。だから、そういった本当に方々の身になって、必要なものを備蓄しておかないと、これはとんでもないことになってしまうと思います。

それで、たまたまこの防災計画の中に、東日本大震災における避難者数1日分3食として、348人掛ける3食で1日1,044食必要なんですね。たった348人で。これがもし西郷村の総人口2万人ですよ。これの1割としても2,000人なんですよ。2,000人とするとこの6倍ですか。6倍ということは、1日6,000食必要になってくるんですね。そうすると、本当にそれが対応できるんですかということですね。

例えばお米の問題にしても、今安くなってどうこうと騒いでいますけれども、本当に大変な問題だと思います。だからお米にしても、じゃ、災害時にお米はどこから調達する。誰にお願いすれば調達できるんだとか、飲み水はどこから持ってくると。飲み水は1日何千本か分かりませんが、本当に調達できるのかということですね。ですから、そういうことも含めて具体的に真摯に、災害というものを軽く見ないで、そしてできる限りのことを私はやっていただきたいと、検討していただきたいということを切に願って、私の一般質問は終わります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第4、4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

◇4番 藤田節夫君

1. デマンド交通システムの導入について
2. 住宅リフォーム助成制度について
3. 農政事業について

○4番（藤田節夫君） 4番藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、デマンド交通システムの導入についてお伺いします。このことにつきましては、これまでこの場で何度か質問をしてきたところでございます。高齢化社会が本格的に進んできたことにより、全国の自治体でデマンドタクシーが導入されてきております。特に、地方交通の新しい交通システムとして、高齢者や障害者、学生などの交通弱者等に大変喜ばれております。本村におかれましても、高齢者をはじめ多くの方たちから期待する声が聞かれております。

この仕組みは利用者の予約を受けて運行するため、全国の自治体に広がり、今年の3月時点で314の市町村で導入しておりましたが、近隣の市町村でも須賀川市や中島村で既に導入され、運行しております。中島村では平成17年度から実施をしております。高校生の通学や幼稚園の送迎、乗り合いタクシーなどの事業内容で、近隣の市町村への買い物や病院の通院、銀行など幅広く利用でき、誰にも気兼ねなく外出でき、大変喜ばれております。

村では生活交通対策事業運行費補助金として、約3,000万円を拠出しております。村内の路線バスを運行しておりますけれども、年間利用者が約4万人と聞いております。その路線は限られた場所で、ほとんどの路線は利用する人が少なく、空の状態で行われているのが実情であります。この状態は利用する人がいないのではなく、物理的に利用できないことが原因となっているのではないのでしょうか。バス停まで出てこれない、バスの運行が少なく、利用したくても利用できないということが理由になっておるのではないのでしょうか。

高齢化がますます進み、運転免許を返還する人も増えてきております。また、西郷村に移り住んだ人たちも、旦那さんだけが運転できて奥さんは運転できない人も多く、このままでは村に住み続けることができないなどと、都会に戻ってしまう方たちも出てきております。外に出る機会が多くなれば、生きがいを見つけることも社会参加もでき、介護予防にもつながります。村としても高齢化社会に向けた環境づくりを考えるべきではないのでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 4番藤田議員の一般質問にお答えをいたします。

デマンド交通システムの導入についてでございます。おただしのとおり、自家用車の普及あるいは高齢化の進展、いろいろな状況が変わってきてまいりました。おただしのようなデマンドというか、必要なときに足が確保できるシステムといったものが求められてくる、これは世の趨勢にひとつはなっているのかなというふうに思います。

他方、小さな自動車といいますか、そういったものも開発されてまいります。本当は公共施設がよりCO₂削減とか、そういったものにも対応できるような公共システ

ムを新たに、そして交通弱者に対応できればなおいいというふうに思っているところではありますが、なかなか跛行的に進んでおりますので、一挙にそれを解決するわけにはなかなかいかんだろうというふうに思っております。

これまで議員のご提言ありまして、これまでのまず状況でございますが、本村の公共交通は、白河市と西郷村で福島交通に委託している路線バスがございます。この間いろいろ路線等の見直し等もやってまいりました。その間の利用者、平成18年の6万1,335人から、平成25年には4万9,516人に減少したところでございます。震災のあった平成23年以降は、逆に増加しているという状況もございます。また、路線によりましては利用者が少なく、逆に増えている、大型バスに切りかえたという路線もございます。

着実に高齢化社会に向かっておりますので、高齢者であってかつ病院等のことについて、今の要望にかなわないという人も出てくるだろうということで、高齢者支援事業として昨年から外出支援サービスをスタートさせました。そういったこともございますが、さらに通勤や通学、買い物等、そして免許証を返上した方々等弱者の方もおいででございますので、現状を踏まえながら、おただしの新しいシステムについては検討を加えてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） これまでの回答と何ら変わっていないのかなと思いますけれども、利用者が6万人から4万人に減ってきたけれども、平成23年以降は横ばいというか、増加をしているという、今お答えがありましたけれども、先ほど私言いましたけれども、本当に特定された区間というか場所の運行だけであって、通常の路線バスを利用している方は、本当に減少しているのが現実です。

こういったことは担当者の方もわかっているとは思いますが、今村長のほうからも、高齢者支援事業で65歳以上の方に買い物なり通院の支援をしているということですが、今言われた高齢者支援事業、今のところ登録者数が70名から、最近では75名に増えているということをお聞きしております。この外出支援事業ですが、利用できるのは週に1回だけ、それも買い物か病院どちらか1回だけということで、今支援活動をしております。それでも、買い物はジャスコだけと指定されておるようなので、本当に自由がきかないといえれば自由がきかないんですけれども、それでもこの運行をしているということで大分助かっている方がいることは事実でございます。

毎月これも100件を利用する方が増えているということでもありますから、相当な方がそういった交通弱者、これは限定されておりますから、もっともっと相当な方がいると私は思っております。検討するという事なんですけれども、村長は以前、所信表明で福祉に関する事を述べておりますけれども、希望を持ち、安心して暮らせる村づくりとして、子どもから老人に至るまで社会的に弱い立場の方や、心身に障害を持った方など、幸せに生きる社会がいかに大事であるかを痛感しているというふうに述べております。また、村政運営方針にも、高齢者の知識、地位、経験を生かした

村づくりの推進、そして生活弱者が暮らしやすい村づくりを推進すると、これもうたっておりま。

このような政策を実行するためにも、交通環境を整備することが喫緊の課題になっているのではないのでしょうか。自動車の普及等々、先ほど村長が述べられましたけれども、なかなかもう家族が全て外に出て、仕事に出ていると。残されたお年寄りの方はもう1日家にいるしかない。役場の催し物があっても参加できない。そういう状況が今の現実ではないのでしょうか。だから今全国で相当な数で、このデマンド型タクシーが普及しているのではないのでしょうか。

報道によると、政府もようやく腰を上げ、地方自治体が主体となって乗り合いタクシーや小型バスを運行する仕組みを本格的に普及させる方針を固めたということで、報道されております。新たな公共交通として、2020年度をめどに導入自治体数を今の倍以上、700市町村に拡大させるということ、もう政府としても交通政策の基本計画に盛り込んだということが、村長はご存知かどうかわかりませんが、報道をされております。

今年度中に閣議決定し、2015年度から、来年度から予約を受け付けるシステム構築をするための補助金制度を新設し、導入する自治体を支援していくと報道されております。だから、今この計画を立てて、もう来年度から政府としては補助金も申請していきたいということを行っているわけですから、まさに今年中にこういった交通システムを、村としての計画を立てていくべきではないかと私は思うんですけれども、もう一度村長のお考えをお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新しい政府予算対策の中身、頭出ましたですね。あれは最初模様を見るということで、10万人以上の都市を対象にすると言っていますが、一つは地方公共システムといいますが、地方の路線バス会社の経営が悪化していると。そこで西郷もそうですが、大型バスで重量の重いバスを運行するのは容易じゃない、小型化しなさい。小型化すると本当に投資が相当かかりますので、この分いろいろ面倒を見てというのが趣旨みたいに書いてありました。具体的にまだ説明を受けておりませんが。

ただ、おただしのようにそういったことが動きがあるので、合わせてはどうかというお話でございます。福島交通に委託しておりますが、本年度から路線ごとの人数と同時に、OD調査なども絡めていくといったこともありますので、ご指摘の点よく考えて、そして対応してまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番議員、ここで休憩でいいですか。

○4番（藤田節夫君） はい。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 村長の答弁では、よく考えて検討していくということですが、先ほども申しましたけれども、政府を挙げてこの問題は取り上げていきたいということが報道されております。なぜ政府がこのようなことを今、地方創生、地方経済の発展ということで力を入れてきていると思うのには、この問題については、予約型交通の普及を進めるのは、路線バスなどの運行が難しくなっていることが背景にあると。このままでは病院や買い物のままならなくなるとの危機感があり、また、運転免許証を自主的に返納する高齢者が増えてきていると言っております。

警察庁の統計によると、自主返納した人は2013年に13万7,937人で、10年前の約10倍以上になっていると報告しております。それと、高齢者が外出しなくなると消費の機会も減り、経済的な損失につながるとも言っております。約4分の1の方が高齢者と、65歳以上ということが現実にこの村でも起こってきております。今計画を立てて実行に移さないと、政府も言っているように、これ以降このままで行くとなかなか、計画したからはいやりましょうというわけにはいかないのです、私いつも言っていますけれども、検討委員会なり何なりを早急に立ち上げて、新しい交通システムをこの西郷村にも導入していただければと思うんですけれども、再度村長の考えをお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご提言ありまして、また政府の動きについてもご紹介ありましたので、それを含めまして検討させていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 前向きというかしっかり検討していただいて、西郷村のために一生懸命、早急に計画を立てて実行していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、住宅リフォーム助成制度についてお伺いいたします。住宅リフォーム助成制度は、地域住民が住宅リフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成する制度で、これにより住宅の改善を促進するとともに、地元中小零細企業の仕事づくりや地域経済の活性化にもつながります。全国の地方自治体で急速にこれも広がっております。

私が平成22年度の12月定例会で一般質問をした時点では、全国で175市町村でこれを実施しておりました。県段階では秋田県だけでしたが、現在では県で5県、625市町村で実施をしております。県内では15自治体で実施をしております。3・11震災後に、一部損壊住宅に対して修繕工事費の費用が一部補助がありました。多くの村民から喜ばれたことは記憶に新しいことでもあります。

震災から3年半が過ぎましたが、その後の余震や年月がたつうちに、住宅の壁等に

亀裂が入ったり窓やふすまなどがゆがんでしまったりで、住宅がだんだんと傷んできております。住宅助成制度が実施をされたことで、多くの村民が助かるのではないのでしょうか。また、実施している自治体では、リフォームによる地域経済効果は10倍から20倍以上と言われております。村としても早急に実施するべきだと思いますが、村長の考えをお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 住宅リフォームの助成についてお答えいたします。

さきにこの件につきましてはご提言ありまして、そのときは経済が疲弊しておる、リーマンをなかなか回復できない。その後またアベノミクス効果等があったということで、少し状況は変わっております。おただしのおり、全国的にもそういう団体が増えているのではないかというお話があるのも承知しております。

しかしながら、なかなか全国一律にとりか、そういうところにはまだ至っていない状況もございます。今まで議論してまいりました資産の形成の問題とか補助の関係とか、あるいはやるときはどういう形でやるかとか、そういったこともあります。また、その後の震災がありました。東日本大震災では社会整備総合交付金で一部損壊の住宅修繕工事を、15万円以上3分の1の補助ということで583件実施をいたしました。いろいろご指摘の点おありだと思いますが、もう少し模様を見ながらということにさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 全国一律に至っていないということは当然の話であって、各自治体で自分の行政を執行してやっているわけでありまして、国でやる仕事ではないのですけれども、今、国でも小規模企業振興基本法というものが、今年の186回国会で成立しましたけれども、この法案はご存じでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ちょっと詳細承知しておりませんので、ごひろうしていただきたいと。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今国会で成立しました小規模企業基本法は、この法案は、中小企業の9割を占める334万社の、小企業従業員5名以下や小規模企業従業員20名以下の振興に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的となっております。茂木経済産業大臣は、小規模事業者は地域の経済や雇用を支えるため、極めて重要な存在であると高く評価をして、支援をしていかなければならないと言っております。

また、この基本法は地方自治体には自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務があるとしております。国で法律で中小零細企業を支援していくと決めたのですから、これまでリフォーム助成制度を実施しない理由に、個人の資産には税金をかけられないと言っておりましたが、この理由は省かれたこととなります。

また、地域経済活性化交付金が全ての自治体に交付されております。この交付金を利用して住宅リフォームを実施している自治体もあります。村の経済活性化につなが

ります。地域経済活性化交付金を利用して、西郷村でもリフォーム助成を実施すべき
と思いますけれども、もう一度伺いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 小規模企業の振興基本法、新しい法律ができたということであり
ます。国家として、産業振興の中において一番人数の多い300万社というふうにな
りますと、関係する人口は非常に高いわけであります。産業全部が一律に景気が回復
して、うまい発展ができればいいわけですが、なかなかそうはいかない部分、あるい
はご指摘の部分あるんだろうと思います。法律が成立したということでありますので、
当然地方に関しても今お話しのようなことが望まれてくるだろうというふうに思いま
すので、あわせて検討していきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 担当課長にお伺いしますけれども、地域経済活性化交付金、これ
は全自治体に国のほうから出ていると思いますけれども、これを利用して住宅リフォ
ームに使えないかということですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 藤田議員のご質問にお答えします。

この地域活性化交付金というのは、これは国土交通省関係の補助金ということでは
ないか。そうですか。私どものほうで今住宅リフォーム関係で補助金が入っておるとい
うのは、いわき市と西会津町が社総金関係の整備計画を作成した上で、メニューを限定
して主に自治体が行っておりまして、それ以外につきましては補助金自体が導入され
ていないということでございます。ですから、この地域活性化交付金と言われている
ものが、今回改めてできた制度ですか。以前からですか。ちょっとその辺は承知して
おりませんでした。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 初めはどこ自治体も各行政区でそういうような予算をとってや
りましたけれども、地域経済活性化交付金、これは最近できたんで、これを利用して
住宅リフォームに、地域を活性化しようということで利用して、みんな住宅リフォー
ムの助成をしているという自治体が増えて、一気に経済効果もあるということで、全
国で進んでいるという状況が報告されております。いずれにしても、こういった
交付金ももう一度研究して、この住宅リフォーム助成、ぜひやっていただきたいと思
います。

震災後に一部損壊のことで583件、今村長も申されましたけれども、私はあの後、
その当時やれなかった人もいるし、その後相当年月が過ぎるに従って、ひびとか障子
戸があかないとか、ふすま等が相当ゆがんでしまったというようなことを相当聞いて
おりますので、ぜひそういった面でも経済効果にもなるし村民のためにもなるし、ぜ
ひ実施していただきたいなと思っております。

村では高齢者に対して優しい住まいづくりとして、65歳以上の高齢者世帯と
40歳以上65歳未満で介護を受けている世帯に対して、住宅改修費用を国と村で助

成をして実施をしております。限度額は18万円です。高齢者に優しい住まいづくりということで改修場所が限定されて、階段の改修とか手すり、トイレの改修が主な工事内容となっております。

しかし、ここで私、今回ちょっと聞いて初めてわかったんですけども、相当利用者がいるんですね。昨年度は56件、助成金額が590万円ということに成果調書にはしっかり出ておりますけれども、そういった意味では相当な数が住宅リフォーム、本当に助成金が出ればやりたいという方がいるのかなと思います。それによって、先ほど来申しておりますけれども、地域経済が活性化すると。

今、何か地域経済が活性化しているように見られますけれども、除染の関係ですよ、上のほうでやっているみたいですが、実際は地域は全然金は回ってきていないんですよ。一部だけの企業なのか大手企業なのか、その辺で金が回っているだけで、実際はこの村として本当に村民が経済活性化されたのかと言えば、全然なっていないと私は思うんですよ。そういった意味では、ぜひ先ほども言った国の交付金とかそういったものを利用して、村の経済効果があるように、みんながそうやって喜ばれるようにお互いに仕事を頼む人もやる人も、そういったことではぜひやっていただきたいと思います。

そして、どうせやるからには、高齢者世帯の改修で目的があまり決めるのではなくて、使い勝手のよいものであればみんな村民は使うと思うんですよ。そういったことでぜひ検討していただきたいと思います。このことについてはこれで終わりますけれども、これまでも何度もやってきた質問なので、ぜひあとは村長が本当にそれを実施するかしないかの問題だけなので、最後にもう一度村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） よく検討していきます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 次に、農政事業についてお伺いいたします。1つ目として、直売所の設置についてお伺いいたします。

原発事故以来、農家で野菜をつくる方々が減少してしまいました。つくっても売れない、食べてもらえない、村内の農家の方は厳しい状況に追い込まれました。放射能の検査体制を強化して安全を確保してきましたが、まだまだ安心を得られるまでにはもう少し時間がかかるような気がしております。食の安全・安心は身近なところから発信していかなければ、回復することはなかなか難しいのではないのでしょうか。

このような状況下で、村内の若者たちが農業に従事する方が増えてきております。若い人たちが中心になり、アグリネットワークというグループを16名で現在立ち上げ、さまざまな事業や野菜づくりに励んでおります。特に、皆さんもご存じだと思いますけれども、最近注目されております行事の中で、毎月1回軽トラ市を開催して、村民に喜ばれております。場所は保健センター駐車場で夕方市を開催しておりますけれども、せんだっては盛況で、テレビにも取り上げられてきたところです。

また、加工品としても脱サラドレッシングなどグループで考えて新商品なども出し

ております。このほかに、畜産農家に従事している人が8名いると聞いております。さらには、商工会で立ち上げた企業グループ・夢プロジェクトチームが村の特産物の開発に取り組んで、新商品をつくり出しております。さらに、この2つのグループに学校給食協力会の方々も協力をして、最近では毎週日曜日に国道289号沿いの折口原で朝市を開催しております。これは全て自分たちで準備をして、村の特産物の開発や村の活性化のために頑張っております。現在は復興交付金などで何とか運営しておりますが、補助金が出なくなれば続けていくことは難しい。行政の支援がないとやめざるを得ないと言っております。みんな全てボランティアで頑張っております。

こういった、西郷村のために補助金が出ているのは事実ではありますが、それでも若い人たち、さらには農業に従事していない方たちも、村の発展のために何か役に立てないかということで頑張っていることは、村長もご承知だと思います。ぜひ今この時期に、西郷村に直売所を設置する機運が高まってきているのではないのでしょうか。村長の考えをお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 農産物の直売所の設置についてのお伺いでございます。

農産物の直売所は、農水省の調査によりますと全国で1万7,000、年間売り上げ9,000億円、地域の活性化と農業の振興に貢献している、こういうことになっております。

では、西郷はどうかということをごさいますて、今お話あったとおりでございます。西郷村は米と畜産が農業生産額の95%、野菜は1億円弱というところがございます。今般、米の値段が下がっているということと、いかにして地域農業を継続していくのかという大問題があると同時に、農家経営うまくいきますように、農業の所得をどう確保していくのかというのも大きなテーマでございます。

我が西郷村は、今お話のとおり、若手農家がアグリネットワークを形成いたしました。まことにうれしい限りでありまして、彼らの意欲たるやすばらしいものでありますので、ぜひとも中核農家となって西郷村農業を引っ張っていただきたいと思いますという期待を込めているところでございます。そうしますと、量と質、値段、それから恒常的な出荷体制、そういったものが求められてきます。直売所と同時に販売先の確保といったもの、産業として換金がうまくできるようなシステム、こういったことを考えていきたいというふうに思っております。

現在、実際保健センターの前で軽トラ市に行きますと、10名程度が競っております。同時にボランティアの皆様方もサポートしていただいておりますので、始まる前からお客さんがいるということでもあります。しかしながら、10名程度でございますので、できればもっと広がっていただきたいと思います。そのためにはということもございますので、今後ともそういった研修の場あるいは先進地、そういったことについても研修等を重ねていただきたいと思いますというふうに思っております。

こういったことと、それから今夢プロジェクトとかいろいろな団体も同時に同じ目的を持ってやっておりますので、そういったことの意見集約の中において、直売所建

設のビジョンといったものも出てくるのではないかというふうに思っておりますので、これらもハード・ソフト両面からいろいろ対応していかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今村長が言われたとおり、西郷村の出荷的な野菜等、それとこの周りの近々から比べると少ないことがわかりますけれども、ただ、私はせっかくこうやって機運が盛り上がってきた中で、今販路先、直売所がないのは西郷村ぐらいだけなのかなと思うんですけれども、出荷も野菜づくりも今の形ではなかなか伸びていけないと思うんですけれども、結局村民全体がそれにかかわっていく。要するに高齢者の方も少し野菜をつくったらそこに持っていけば、少しお金になるよと。それがまた生きがいになるのではないのでしょうか。

今やらないと、ご存じのように学校給食会の方たちも高齢化しております。今ちょうど若い人たちがこれだけの数に膨れ上がってきたというのも、もう私はやるべきなのかなということだと思います。行政が動いて、こういう直売所をつくるんですから、当然加工場があって、そこから販路の話もありましたけれども、そこからネットで販売もすると。学校給食もそこから出すと。放射能の検査もそこでしっかりやるという安心もそこで得ながら、西郷村の農業を発展させていくということにしていけないと、なかなかこれ、いつやるといってもできないと思うんですよ。

村長も最近、常日ごろ年寄りも元気でピンピンコロリと行くのが一番いいんだみたいなことをいろいろお話ししておりますけれども、そういったことに対しても、生きがいを持ってそういった年寄りの方が野菜を少しでもつくって出荷できる、そういった体制、それをつくってやるのが行政の仕事ではないのかなと、私常々思っているところでございます。

平成25年度の実績を見ると、村の事業として米の消費拡大事業と転作作物助成事業を実施しましたけれども、転作作物奨励助成としてこれに参加した人が、ソバが5名、3町歩、野菜が13名、4.5町歩、大豆が10名、22.7町歩、担い手助成が24名で26.4町歩と、実績として成果調書に上がっております。これにしても、いつまでも助成できるわけではないですよ。じゃ、この先どうするんだと。せっかくこれだけ転作して、お米以外のものを平成25年度作付けしたわけですよ。こういった方々に対して、じゃ、村としてこの後これを持続し、さらには拡大していくためにも、行政として何らかの手助けをするべきではないのでしょうか。

結局、ご存じのようにここで直売所を毎週日曜日やっていますけれども、当然野菜なんかも100円単位で売っているわけですよ。それで、じゃ、みんなで直売所を自分たちでやれといってもこれは無理な話であって、行政として村のためを思うのであれば、村民のためを思うのであれば、ある程度の面倒を見るというか支援をしてあげないと、この西郷村は何かしれっちゃうのかなと。せっかくここまで頑張って立ち上がろうとしてやっている方が大勢出てきている。この時期を逃すと、この後はなくなっちゃうのかという気も私はしております。

そして、若者たちが先ほどたくさんいると言いました。この若者たちが村に安心して定住して生活できる、そういった手助けも当然私は必要となってきたのかと思います。直売所さらには道の駅、村長もご存じのように、甲子峠開通前から村長も自分で言ってきました。私も聞いてきました。それ以来、この話はずっと課題になっているんです。開通後、私もいろいろ村の直売所で直売所友の会をつくって、実際やりました。その後震災で止まってしまいましたけれども、そのときだって42名の方が会員としていたわけですよ。またこの震災後3年半たって、今年になってこうやって機運が盛り上がり、何とか西郷村を盛り上げていこうということで皆さん頑張っています。

そういった意味では、村長も本当にここに来て支援とか手を差し伸べるということか、そういった意味では今本当に機運が達しているのかなと私思いますけれども、最後にもう一度お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 若い人の参入というのは、人生をかけた話になりますので、相当にいろいろな情報を得て決断されたというふうに思います。よって、その気持ちは大切にしなければならない、そのように思います。同時に、地域においてはこのまま農家が続けられないという人も、具体的に出てきます。誰がこの地域の農業、地域営農を担っていくのかということが、各集落ごとに大問題。

問題はそうしますと、今地域で全部水管理あるいは草刈り、そういった全体の状況をうまく回してきました歴史的な状況が崩れつつある。どう対応するか、大問題であります。私もその件については本当に真剣に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、若い人の方向づけを早く確たるものになるように応援していきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） ぜひ若い人が本当に定着できるような農業施策、これからは本当にTPPも導入されると思いますので、そういったときに西郷村はどう対応していくかと。しっかりした地盤でこの西郷の対応できるようにお願いをして、次の質問に入ります。

2つ目として、西郷ダムの管理についてお伺いします。

去る9月8日に村民の方が、これは県の漁業組合から阿武隈川の魚の検体、いわゆる放射能の検査をするために西郷村ダムの下流に入って魚釣りをしていたところ、急に水かさが増えて、後に確かめたところダムが放水されたということが発生されました。この2人は危機一髪助かったそうなんですけれども、結局上のほうに行くところまで逃げ場所がない場所もあるので、本当に大変な思いして山を歩いて、がさやぶを歩いて帰ってきたということが、この間私のところにお話がありましたけれども。

私もちょっとダムのほうは全然わからなかったんですけれども、現在このダムの管理者とか、管理しているところと村との連絡体制、放水するときとか、そういった

た連絡体制はどうなっているのかまずお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 9月6日に水が出たということがありまして、水が引くような時期は、大体田んぼは終わりに近づいておりますので、放水、どの時点なのかよく気をつけていただきたいというふうに思って聞いていました。

ダムの管理についてのおただしでございますので、西郷ダムは国営事業によって、昭和30年に築造されました。そして、受益するところは1市1町3村、阿武隈上流土地改良区でございます。村との関係とかいろいろありましたが、災害復旧がひとつありました。東日本大震災で堤、あそこにクラックが入りましたので、この災害復旧が平成25年のかんがい時に完了したところでございます。

放水についての危険なことということでございますので、どのようになっているかでございますが、西郷ダム全般にわたる施設管理及び水量管理は、阿武隈上流土地改良区が、かんがい期である春期の5月初旬から秋期の9月まではダム管理事務所の職員が、受益地において利水必要量が確保できるゲートの管理を行っているところでございます。これに伴って放水量を調整しているということでございます。

現在、阿武隈川水系におきましては禁漁となっており、基本的には釣り目的では立ち入りはないというふうに考えられますが、放射能モニタリング調査で魚の検体を確保といったことも今おただしございましたが、この連携がうまくいかないと死亡事故につながるというご懸念だと思いますので、調査をする機関、それから漁業組合関係、土地改良区、村との情報提供にうまく対応して、そして危険のないように対応していきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） うまく連携をとっていききたいということでしたけれども、これまではどういう連絡体制でやってきたんでしょうか。放水をするときですね。阿武隈川土地改良区のほうで勝手に放水をしていたのか、それとも村に連絡があって、何月何日ということで放水しますというような体制をとってきたのか、その辺ちょっとお聞きします。

○農政課長（東宮清章君） 藤田議員の質問にお答えいたします。

かんがい期の5月の連休のときには、役場のほうに4月28日とか5月何日から放水を始めますという連絡が来ております。また、非かんがい期、8月末、盆過ぎには大体落水しますので、その後最終的に放流をやめますということは、そこまでは連絡は来ないんですが、一応放水する前の5月かんがい期には連絡が来ております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 5月のかんがい期にだけは連絡があるということですが、この5月のときには村民に対して連絡はとっていたんですか、ちょっと私わからないんですけども、防災無線等でやっていましたか。

○農政課長（東宮清章君） はい。

○4番（藤田節夫君） わかりました。やっているということなんで。

それと、それ以降は、ほとんど村に連絡なく勝手に放水をしていると。勝手に放水していると言っちゃちょっとあれかもわからないんですけども、結局、一気に放水しないと言ってましたけれども、何回かに分けて放水をしているということを管理者の人は言っていましたけれども、あそこの鳥首川ですか、あそこは川幅が狭くて本当に少しでもすごい水かさが増してしまうということなんで、ましてやこの間9月8日ですか、9月時点で毎年放水をしているわけですよ。それは間違いないでしょうか。

連絡がないからどうだかわからないかどうかはわからないんですけども、一応9月時期はご存じのようにまだまだ9月、10月、これは観光で散策して、当然家族連れなどがあそこのクマの滑り台や乙女が滝、夫婦滝なんかの流域に入ると言うんですけども、そこで遊んだり、また村の観光散策コースにもなっている場所ですね。それと、最近では写真を撮る人も相当おられます。そういった中で、勝手にと言っちゃおかしいけど、何の連絡も村になくてそういう放水していいんですか。私、今回これ聞いてびっくりしたんですけども、それは問題があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 川遊びしていて水が増える、これは危険だからというのはよくわかりますので、連絡を密にとということです。そもそもダムは何のためにつくるかということですよね。田んぼが必要なときに放水するためにつくっているわけです。問題は多分、あそこに排水溝がいっぱいありますので、それが定期的に流れていけば、今の話は多分ない。そうしますと、一番上の排水弁があいて抜いたときに、次の弁が抜くまでの間に水位が一定でずっとありますが、最後のほうは多分少なくなりますね。そのときで、次の栓をあけたときの差によって、多分今のようなことが出るのかというふうに思います。

水は出さなければ田んぼに水かかりませんので、これはかけますが、そうしますと、今の中にいる人の危険とうまくかわせればいいわけでありますので、その部分については密に連絡をしたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 田んぼの関係とか水の抜く順序というか、そういうのもあると思いますけれども、ことこれに至っては命にかかわる、一つ間違えばそういったことなので、連絡を密にするということですけども、今回事前にこういった質問内容を出しているのも、もし課長が、今日までどんな連絡体制をとったらベターなのか、ちょっとその辺お話聞かせればと思います。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

魚の検体というのが一番盲点というふうな形に受け止めておりました。通常ですと、先ほど答弁しましたように9月30日まで魚は釣りできるんですが、今年度まで、来

年もあるかもしれませんが、禁漁というふうな阿武隈の漁協組合でなっておりますので、ありました。今後どうするかというと、関係機関、漁業組合、西郷は阿武隈上流土地改良区から村に放流しますという形が連絡が来ます。そのときに、漁業組合に連絡をしたいと思います。また、漁業組合のほうからも検体とるんであれば、この辺入るかもしれないというような連絡をしていただければと思っております。そこは阿武隈上流土地改良区には申し述べました。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今回、検体するために魚をとりにいったということが問題ではなくて、結局9月に放水しているということは、9月、10月は、以前原発が起きる前は、その前から多分これはやっていたと思うんですよ。だから、検体する人云々じゃなくて、それもあれでしょうけれども、その辺の放水する時期とか時間とか、あとは観光客に立て札を立てるのか、村民に対しては防災無線で流すのか、そういったところをちゃんとしていかないとまずいんじゃないかと私思うんですけども、そう思わないですか。その辺のことを私聞いているんで、魚の釣りだって今は禁漁になっていますけれども、結局毎年9月30日まで解禁なわけですよ。

今後のことも含めて、そういったことを密に阿武隈川上流土地改良区、そちらの方とある程度詰めていかないと、私がここでああやれこうやれと言っても実情はわからないので、そういったことも含めて話し合うべきじゃないんでしょうか、もう一度お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 管理している土地改良区の事務局長をよく知っておりますので、今の点、もちろん理事長さんともお話しできますので、危険のないようにできないものかという方策をいろいろ相談してみたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） ぜひ、これは本当に文書をもってやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それと、この西郷ダム、ここは最後まで放水するというか、水がなくなるまで放水して、あと冬の間はそのまま山川の水を流して阿武隈川のほうに出すということなんですけれども、一番最後に放水するとき、土砂が相当たまっていると思うんですけれども、その検体した人の話を聞くと、鳥首川でとる魚はセシウムがほかのところより高いということも報告をされているんですけれども、そういった対応は全然役場のほうには来ていないんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

阿武隈上流土地改良区の、正式には検体の魚のセシウムを測ったという話は聞いておりません。土砂吐けしたときの土砂については、国営で測っておる形になっております。（不規則発言あり）いくつだったというのはちょっと私の記憶ございませんが、

数字は出ていると思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いずれにしても、検体したやつを聞いていないということですが、県のほうでは検体する場所をある程度決めて、そこで魚をとってもらって、それで検査しているみたいなんですけれども、その場所がちょっと高いということも報告されていたんで、ぜひその辺の、村のほうには農政局のほうからお話があるかどうかわからないんですけども、その辺のことも聞いておく必要があるのかなと思います。くれぐれも、これは本当に人間の命にかかわることなんで、密に連絡体制をとっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第5、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 1 2 番 上田秀人君

1. 国民健康保険事業について
2. 防災行政について
3. 除染業務委託契約について

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番。通告順に従いまして、一般質問を行います。

まず、国民健康保険事業についてということで通告をしております。この国民健康保険事業の広域化についてということで、今回質問したいなというふうに思います。この国民健康保険事業の広域化については、国保運営のあり方について市町村国保の財政基盤を考えると、高齢者のみならず、全年齢を対象に広域化を図ることが必要不可欠であるとして、広域化と支援方針のもとに都道府県単位の財政運営の環境整備を進めた上で、平成 2 9 年を目途に全年齢を対象に国保を都道府県単位で広域化を図ることが、国の高齢者医療制度改革会議、この最終取りまとめの中でまとめられたというふうに聞いております。

県においても、この会議の取りまとめに基づいて検討がされているということを理解をしております。そこでまず伺いますけれども、この国民健康保険が広域化することによって、以前から私がこの場で指摘をしてきた国保が抱える構造的な問題ということで、前にも指摘をしていますけれども、加入者の職業、年齢構成、財政基盤への対応、財政の安定と市町村間での格差の解消、このことがどのように図られるのか、このことをまずお示しをください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1 2 番上田議員の一般質問にお答えをいたします。

国民健康保険事業の広域化についての対応でございますが、国民健康保険は制度上特異な構造があつて、それはいろいろ問題をはらんでおると。財政運営が不安定になる要素を抱えております。また、非保険者が 3, 0 0 0 人未満のリスクの高い小規模保険者が、国全体の 4 分の 1 を占めている状況でもございます。

赤字会計や法定外繰り入れが問題となっているところであり、国民健康保険は、国民皆保険の最後のとりでとしての役割を保持していけるかどうかの問題に直面している。これが持続していきますよう、制度をより健全かつ安定的な運営をしていくということの目的に、国保の広域化につきましては財政基盤の安定や保険料負担の格差解消を図ること等を目的として、平成 2 9 年度からの施行を目指しております。このために、平成 2 7 年度通常国会に、国保の広域化に必要な医療保険制度改革のための法案の提出を予定しているところと聞いております。

また、地域医療を所管する都道府県が国民健康保険の保険者となりますことは、医療体制の充実と医療の給付を一体的に担うため、効率的な仕組みになるものと思っております。まずその中の、いろいろなご指摘の点ではありますが、第 1 点目の加入者の年齢構成は、国保加入者の平均年齢は 5 0 . 6 歳、全国平均を上回っているところがございます。6 0 歳以上の方が全体の 4 7 %、半数、今後も平均年齢の上昇は避けられない。そして、これに伴って医療費も高額となっていく可能性がある。将来的に

は財政的な問題が浮き彫りになっております。一つ、財政的な問題であります。

次に、財政基盤への対応や財政の安定と市町村での格差解消の問題がございます。国は持続可能な医療保険制度を構築するため、平成25年12月に、社会保障改革プログラム法を成立させました。国保に係る主な内容といたしましては、財政運営等を都道府県が担うことを基本に、財政支援の拡充、都道府県と市町村の適切な役割分担の検討、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、低所得者の負担軽減等としております。

対応でございますが、前述の財政支援の拡充が法的に規定されているところであります。しかし、現時点では規模等については示されておりませんが、国保の現状と広域化の目的とされる財政水準は確保できるものと考えております。また、財政の安定と格差解消でございますが、広域化による財政の安定化とともに、負担に関する公平の確保が上げられております。現在、県内では平成25年度調べで2.1倍の格差がございます。

保険料設定につきましては、地域の実情を踏まえながら平準化に取り組んでいくことと検討されていますが、市町村の保険料水準が急激に変化することのないよう、不均一での賦課等経過措置を設けること等が検討されているところであります。

今年8月に行われました国保の広域化を話し合う国と地方の協議、国保基盤強化協議会では、全国知事会からの国保財政の安定化に向けた国費追加投入の要請に対し、厚生労働大臣は納得していただける環境で改革が進められるように、最大限努力したいと述べているところであります。現時点での追加公費の規模を含めた財政基盤強化の具体策は明らかになっておりません。しかし、自治体でも1兆円の公費投入の必要性があると訴えているところであります。

また、福島県においても、福島県市町村国民健康保険広域化等の支援方針を策定しており、その改革に向けて、10月にワーキンググループにおける議論を進めていくという予定だというふうに聞いているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の再質問を許します。

○12番（上田秀人君） ただいまいろいろと説明をいただきました。

まず、財政基盤等々いろいろお話がございましたけれども、答弁の中で財政的な問題というのが話ありましたよね。この財政的な問題ということで、国保会計というのはかなり厳しい会計状況になっていますよね。特別会計を組んでやっていますけれども。これは県下59市町村ほとんど同じだと思うんですよね。それが仮に一つになっても、財政基盤が安定化するのか、改善するのかということなんですよね。私はそうはならないと思うんです。

それと、先ほど冒頭に申し上げましたように、国保が抱える構造的な問題ということでございますけれども、職業割合そして年齢においても、59市町村が集まってもそうは変わらないと思うんです。さきに私申し上げましたように、国のほうでは平成29年を目途にこれを進めていきますよということですよ。全ての年齢層ということですから、平成29年にはその年齢が若干上がっていくわけですよ。これに対し

て国はどのような対応をされるのかということなんです。そこがきちんと読めない。

県の、先ほど村長が答弁ありましたように、福島県の市町村国民健康保険広域化等支援方針というものが、平成22年12月にまとめられたものがございます。これを読んでも、その部分というのはあまりわからないんです。何か暫定的な措置がどうのこうのということになっていきますけれども、そこで、じゃ、新たに伺いたいと思うんですけれども、財政基盤の強化策として平成22年から25年度において、暫定措置として対策がとられていると。これをその後は恒久化していくという内容であるというふうに私は理解をします。

この暫定措置、平成22年から25年にとられている暫定措置の内容、これを伺いたいと思うんですけれども、低所得者への対応、保険料、西郷村においては保険税になるのかな、これの軽減措置の対応、保険税の収納率低下への対応、一般会計から繰り入れを今やっています。繰り戻しはやっていないんですよ。やっていないんですけれども、これの強化策をどのようにされているのか。この平成22年から25年にかけて、具体的にまずこれをお示しいただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時58分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時19分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それでは、12番上田議員の一般質問にお答えします。

ご質問の、平成27年度以降の助成の恒久化の情報かと思えます。市町村には国民健康保険基盤安定事業の中で、保険者支援分ということで公費が支給をされております。その保険者支援制度の中身なんですけど、低所得者の数に応じて保険料額の一定割合を公費で支給されております。負担割合につきましては国が2分の1、都道府県で4分の1で一般会計で受けまして、村の4分の1を加算しまして、国保特会のほうに繰り入れをしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま説明をいただいたわけですが、財政基盤の強化ということで、低所得者に対する保険料の支援ということで、保険者支援ということだと思えますけれども、あとこれは高額医療関係もあるのかなというふうに思うんですけど、それはいかがですか、高額医療費の分については。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） その分につきましては、恒久化とはまた別な形で保険基盤の安定制度ということで、同じく繰り入れをしております。この中身につきましても、

低所得者の保険料の軽減分ですね。先ほどの分は保険者数に応じて、この保険料の分につきましては、保険料の軽減分を公費で支援をいただいております。中身につきましては県が4分の3で、一般会計で同じく受けまして、村で4分の1を上乗せしまして、国保特会のほうに繰り入れております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 次の質問に入りたいと思うんですけども、市町村の格差ということで、先ほど村長のほうから答弁いただきました。この市町村の格差というのが、私は非常に問題ではないかなというふうに思うんですよ。去年の12月にやはり同様の質問を行っております。そのときに私、資料請求を行ったんですけども、国民健康保険の年齢別の加入者数をあらわしたものの、福島県下59市町村別保険給付費、高齢化率、医療機関数、健康状態、健診率（検診率）、交通機関の充足率、所得金額、居住環境をあらわしたものであるということで、非常に難しい資料請求をしたというふうに思っています。

そのときに資料請求ですから、議長を通して返ってきた回答を見ますと、私が求めたものの半分以下も返ってきていないんですよ。市町村格差ということで、今問題がクローズアップされている。そういった中で、約1年になっていないですね、この9か月の間に市町村格差について村はどのような調査をされましたか。私、去年の12月に質問したんですけども、その後調査をしたのかしないのか。調査をしたのであれば、どのような結果になっているのかお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） 保険税の格差ということで、村のほうではそれを受けまして、一番は西郡管内、あと東郡管内等を調査しました。あと、いろいろデータ等につきましては国保連合会あとは県の国保課とかにいろいろなデータが集中しますので、その中で国保連合会で、各県内の自治体の保険料のいろいろな給付費とか1人当たりの調定額とか、いろいろなデータをいただいているところです。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 答弁になっていないと思うんです。私が資料請求で出したものを、今もう一度確認をしましたよね。そのことをきちんと答えられなかった分、去年の12月に資料として提出できなかったものを、この9か月の間に調べましたかと私は聞いているんです。このことがこの広域化を考えていく上で、私は非常に重要なことだと思うんですよ。

というのは、この福島県下59市町村ありますよね。県北、県中というのは、医療機関がかなり高度に進んでいる部分がございます。わかりますよね。混合診療という問題は別にして、例えば県中にあるがんの専門病院なんか、重粒子線の治療施設までありますよね。全国でもこれは何施設しかない治療施設ですよ。県中ではそこまで進んでいるんです。ただし、混合診療という問題があって医療費の話も出てきますけれども、それを抜きにしても、県中というのはそこまで医療が進んでいる。じゃ、県

南はどうなんですか。いわゆる二次救急も破綻しているような状態なんじゃないんですか。施設二次救急ということで、市町村からお金を出し合って医師を確保して何とか確保している。

若い人たちが結婚して子どもを産む。そうなったときに、産科も十分にそろっていない。ましてや周産期医療なんか全然遠い。これも県中ですよ。そういった、本当に格差がある中の59市町村が一つになっていくときに、自分の自治体の状況を把握していないで、こういう話に臨んでいていいんですかということなんですよ。もう一度伺います。調査しましたか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

保険税の格差等につきましては、管内、東郡とか調べましたが、ほかのやつについては調査はいたしておりません。なおかつ、先ほどの県とか何かの資料もあわせまして、先ほどの答弁の中にもあったかと思うんですが、平成25年度の調べでは県内でも2倍強の開きがあると、そういうふうな数字が出ているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私の言い方がちょっと申しわけなかった、間違っていましたね。

保険料じゃないです。市町村の格差ということで、先ほど言いましたように、県下59市町村の保険給付費、もう一度申し上げますよ、高齢化率、医療機関の数、健康状態、健診率（検診率）、交通機関の充足率、所得金額、居住環境をあらわしたものでということで、私請求をしましたよね、昨年12月に。そのときに、これの資料請求の答えが半分以下もなかったんです。それをこの9か月間に調査をしましたかということを知っている。こういったもろもろを踏まえて、今、課長が言われるように保険料とかというのの算定に絡んでくるのかなというふうに、私は思うんです。

確かに医療機関の充足率が高くなれば、保険料にはね返りも出るかもしれませんが。しかしながら、お金云々よりもまずは命をどう守るか、健康をどう守るか、そのことだと思っておりますよ。そこに特化をしてやっていかなければ、この59市町村一つになりましょうという話は、根底から覆ってしまう話じゃないかと思うんですよ。これは、まさに保険者としての西郷村の私は責務だと思うんですけども、いかがですか、もう一度伺います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） ご質問の、所得とかいろいろなやつにつきましては、すみません、調査しておりません。それを受けての、議員のおただしの今回の広域化に係る中で、そういうやつを調べないのに広域化については、時期尚早じゃないかというふうなご質問かと思いますが、それにつきましても、先ほど村長の答弁の中にありましたように、県でいろいろな選抜されました自治体でお話をしているところでありまして、なおかつあと、来年平成27年度にそれらの国での法整備、平成29年度を目標に、今厚労省のほうで進めているというふうなスケジュールを聞いておりますので、

その中で調査、いろいろな中に反映していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 大変申しわけないんですけども、これは平成30年を目途に広域化を進めましょうよということで進んでいる話ですよ。来年度には多分新たな法律が国会のほうに提出をされて、その法が確定することによって、上からおりてくる話ですよ。ということは、もうタイムスケジュールが決まっているわけですよ。そういった中で、選抜された市町村の担当者が会議に臨んでいますということで本当にいいんですかということなんですよ。

これは本当に申しわけないと思うんですけども、保険係の方、福祉係の方、頑張っているのはわかります。わかりますけれども、先ほども言いましたように、保険者としての責務として、きちんと状況を把握をして、しかるべき会議に臨んだときに、何の戸惑いもなく西郷村の条件はこうなんだからこうしてくれ、このように保険者は対応してくれというふうに持っていきべきだというふうに思うんですよ。その準備を今からきちんとやっていないといけませんよということを言っている。これは早急にやるべきです。

次の質問に入ります。

続いて、厚生労働省保健局が示す対応策により、西郷村の国保でどのような変化があらわれるのか伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それでは、おただしの4点目の、厚労省が示す対応策によって村に及ぼす変化でございますが、国民健康保険に係ります財政運営を担います主体を都道府県運営に関する業務については、都道府県と市町村が適切に役割分担するというふうな形になっております。ベースにつきましては、今やっております後期高齢者医療、あそこが参考になるのかなというふうに思います。その中で、窓口業務をはじめとする資格管理や保険証の交付、健診や保健事業、あと保険料か保険税かまだ決まっていないんですが、の賦課とか徴収業務につきましては、村のほうに残ると考えております。

また、保険料などにつきましては、都道府県が医療給付費等の見込みを立てまして、保険料の収納必要額を算出しまして、市町村が都道府県に納める額を分賦金方式ということで検討しておるところでございます。また、その方式につきましては分賦金方式か、あとは後期高齢みみたいな直接的な賦課方式とか、まだ決まっていないんですが、そういうふうな保険税、保険料、あとは応益割、応能割とか、そういう賦課基準とかそういうことも含めて、まだ不明なことが多いものですから、今後の動向を見きわめていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 課長から今答弁いただいたんですけども、まさに暗中模索の

状態なのかなというふうに思います。その中で非常に気になるのは、今課長の答弁にもありましたように、後期高齢者医療制度に近いようなものということでしたよね。ということは、この国民健康保険が被保険者からすればさらに遠いものになっていってしまう、その危険性があるのかなというふうに充分に考えるところでございます。

私は、根底からいつも考えるのは、国がこのことをやろうとしているのは、要するに財政削減だろうというふうな頭でずっと考えております。本来であれば、各市町村に対して財政支援をきちんとすれば、問題は比較的解決できるのかなというふうに思いますよ。広域化をして出す窓口を絞り込んでいく。全国48ぐらいに絞り込んでいって、そこに財政支援をする。それによってカモフラージュをしながら財政を落とすしていくための、一つの策なのかなというふうに思いますよ。

これの根底にあるのが税制の抜本改革ですか、これが大きく絡んできていますよね。この財政抜本改革を見てみますと、これによって財政支援的な部分がありますけれども、具体的に保険者にどういうはね返りが出てくるのかなというふうに思うんです。低所得者への対応ということで、法定減免の話だと思えますけれども、7割、5割、2割の部分がありましたよね。これは保険者に対して財政支援を行っていくという話でしたよね。ということは、被保険者に対してはどのような対応がとられるのか、これもまだ恐らく全然見えていない話なのかなと思うんですよね。

しかしながら、この一番根底にある税制抜本改革、これは消費税10%の話ですよ。このまま現行法で行けば、来年にはもう消費税が10%まで引き上げられると。新たな法律を出して、それが国会で通ることによって消費税を今の8%で抑えることができるのか、それもまだわかりません。しかしながら、今の例を見ていると、消費税10%になった時点の話でこれがどんどん進んでいる。

ということは、被保険者にしてみれば、消費税の負担分は大きくなる。しかしながら、国民健康保険に限っていけばそのはね返りがどのぐらいあるのか、全くもって未定なんです。こういったものを保険者として十分に注意していかなければならないと思うんですけれども、課長、この部分に関してはいかががお考えになりますか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

まず、最初の質問の中にありました、被保険者がいろいろな遠いものになる、手続等かと思うんですが、先ほど答弁しましたとおり、窓口等の業務につきましては残りますので、被保険者についてはそういう手続等についてご不便をかけることはないかなというふうに思っております。

あと、2点目の財政の支援なんですけど、議員の言うとおりにかと私も思っています。議員が常々おっしゃっています国保の保険料の賦課の基準については、もう限界を超えているということで、一つの資料で行きますと、保険組合、健保協会、国保でいきますと、もちろん国保が一番高くて、大体所得の10%ぐらいを占めているというふうな数字が出ております。

それで、今回の財政支援がなければ、この国保制度は立ち行かなくなるんじゃないかということで、先ほど村長からの答弁の中にもありましたとおりに、一つの協議会のメンバーで、全国知事会のほうでは、保険料の率を健保協会並みの大体8%までに近づけると。それに要する費用につきましては、大体1兆円程度を要するというふうな申し立てをしております。

即1兆円というふうな金額は出てこないにしろ、そういうふうな年次的な計画で入れろというふうな形もあるもんですから、知事会で、そういう形が厚労省のほうから示されない限りこのテーブルからは身を引くというふうまで言うておりますので、財政支援1兆円なんだか5,000億円だかちょっとわからないですけども、その財政支援がなければ県の広域化というのは立ち行かなくなるというふうに、私は考えております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 税制の抜本改革、これの話なんですけれども、現在の消費税というのは高齢者3経費ということで、基礎年金、老人医療、介護、この3点に絞って今やっているということなんですよね。これがこの税制の抜本改革によって、社会保障4経費ということで、年金、医療、介護、子育てに拡大をしていくんだということですよね。使う目的が広がる。高齢化率は上がりますよ。そういった中で、使うほうが大きくなってくると、入ってくるのもそれなりに膨らませるんでしょうけれども、やはり経費は削られていくんだろうなど。ですから、被保険者に対して大きな負担がかかっていくというふうに、私は理解をしています。

今も課長、同じ意見だということをおっしゃっていましたが、まさにそのことを踏まえて、これは県単位で抜けるよというんであればそれに越したことはないのかなと思うし、その後どういう対応をとればいいのかなど、難しい問題も出てきます。しかしながら、上位法でどんどん動いていく、それにただ流されていってしまったんでは、これは大きな問題があると思います。

ですから、さきに申し上げましたように、西郷村は国民健康保険の保険者として、被保険者に対して最後の最後まできちんと責任を持つ。その声をきちんと届けなければいけないというふうに考えますけれども、最後に伺います、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

県とかの会議のときにそういうふうな議会での質問、あといろいろな要望、そういうのがあったということをおっしゃって、よりよい国保制度になるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 暗中模索と先ほど言いましたけれども、まさに上から情報がまだおぼろげな状況の中で、対応されていくというのは非常に大変だと思います。大

変ですけれども、何度も申し上げますけれども、保険者としてきちんと保険者の責任を全うすべきだというふうに申しつけをして、次の質問に入りたいと思います。

質問の2点目といたしまして、防災行政についてということでございますけれども、先に15番議員のほうと同じ質問をされていまして、ほとんど私の質問する部分はないのかなというふうに思います。

ただ、今回通告をした内容で、私は土砂災害警戒情報が気象庁より発令された場合の対応について伺いますということで、質問の通告をいたしておりました。この土砂災害警戒情報、大雨警報が発令されている中で土砂災害の危険性が非常に高まったときに、市町村長が避難勧告など災害応急対応を適時適切に行えるよう、また住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して、都道府県と気象庁が共同で発表する災害情報だというふうに書いてありました。

これを読んだときに、私は非常に何となく違和感を感じました。というのは、国や気象庁の責任をまさに市町村に押しつける。そしてさらに住民に押しつけるようなものではないかなというふうに思うんですけれども、それはまた別にしまして、この土砂災害警戒情報というのは、あまりまだ言葉自体なじみのないものだなというふうに思います。

大雨警報が出されている中で、土砂災害の危険性が高まったときに自治体の首長が避難勧告を適時適切に発令ができるということで、またそれに住民が自主避難の判断になるようにということであつたものだというふうになっていきますけれども、この責任の重さ、今も申し上げましたけれども、これを本当にこのままでいいのかなというふうに思うんです。

特に思うのは、政治は、日本の政治、この西郷の政治においても、そこの住民の生命を守ることを、私は最優先しなければならないというふうに考えているんですよ。この土砂災害警戒情報が出された場合に避難勧告を出す場合、この伝達方法についてまず村はどのような考えなのか、まずお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 12番上田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、土砂災害警戒情報の発令された場合の伝達の仕方ということでございますが、通常、土砂災害情報というのは大雨警報の後に出るのが普通でございます。それで、大雨警報を伴っておりますので、警報が出ますと役場職員防災係が待機して、県とのやりとり、それから情報判断、そういったことを行いまして、村長との連絡をとりながら招集をかけて、村長の判断を仰ぎ、避難勧告等の措置を行うということになります。伝達に関しましては、防災行政無線による対応、それから村のホームページあるいはメールマガジン、そういったものを通して発信することになります。

また、同時に報道機関にも情報がまいりますので、それはテレビのデータ放送等で発信されることとなりますが、そこに流れる情報というのは村からの発信もございまして、そういったものを伝達手段として行うこととなります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま総務課長のほうから答弁をいただいたんですけども、防災行政無線、あとは村がやっているホームページ、あとはメールマガジン、あとはテレビのデータ放送で情報をお伝えをするということなんですけれども、土砂災害警戒情報が出る。それがまず、前段に大雨警報が出ているという内容ですよね。そういう気象状況の中で、万が一雷等が発生して停電をしました。先ほど15番議員の質問の中で確認とれた部分で、役場は非常電源を備えるようになったということで、役場はわかりました。では、情報を受ける側が情報を受けることができない状況になったときにどうするのかという部分も、行政は考えなくてはいけないんじゃないですかね。その辺はいかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

当然、受けるほうのことをまずは考えなくてはならないんですが、今回の9月の防災月間ということで広報等にも載せておりますが、電源が問題になるわけですが、ラジオ等の備え、そういったもの、それから、電源がない状態ですと広報車による広報等、そういったものを考えながらやっていかななくてはならないと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま広報紙で前もっての啓蒙活動をする、それとあとはラジオを使う、広報車を走らせるということなんですけれども、先ほど15番議員が言われたように、私も全くもって同じ考えなんですよ。想定以上の災害が起きた場合、そういった場合にこういう対応がとれるのかなということなんです。

事前の啓蒙活動というのは私も賛成でありますし、これはもう十分にやっていく必要があると思うんです。ただし、ラジオを備えておいてくださいよと、これも啓蒙ですよ。しておかないと備えをしてもらえないと思う。広報車を走らせます。8・27災害のときみたいに、あと3・11大震災のときみたいに、道路が通行できないような状況ができて、そういったときに広報車というのは無理だと思います。

ですから、まずは何よりも啓蒙活動を中心に、村は行っていく必要があるというふうに思います。この防災関係について、私、この場でいろいろと取り上げをしてきました。今日も古いものから新しい村が出しているハザードマップを持ってまいりました。このハザードマップをつくって村民に配布すべきですよというのを、私この場で取り上げをしました。それを受けて、村のほうでは整備をしてくれました。その後、私が言われた言葉として、村は何なんだ、こんな無駄なものつくって、そういう言葉も浴びせられました。私は非常に残念でしようがなかった。皆さんの命を守るものを村がつくったものを配布をしました。目を通す前にこんな無駄なもの、そういうことを言うてしまう村民がいます。これは残念ながら、そういう方がいらっしやいます。

私は、この方は認識が間違っていると思うんです。この認識を変えることも、村の役割ではないかと思うんですよ。約1か月前ですか、広島で土砂災害が起きたよね。あのときにも、やはりこの場で土砂災害が起きるなんて思っていなかったという認識の方が結構いらっしやったというふうに話を聞いています。ですから、村は絶え

ずそのことを働きかけをしていかなければならないと思う。このことに関して、村はどのように考えられますか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

まずできること、おっしゃるとおり本人の意識を変えていかななくてはならないと。住民の意識を変えていかなければならないということで、今回広島の土砂災害を受けまして、各地区でまずは説明会をやるということで、9月16日から全体を5地区に分けて一応計画いたしました。小学校区単位ですが、羽太地区と川谷地区、説明会終わりました、そのときにこのハザードマップを使って説明を行っております。

とりあえず物理的、予算的なもの、いろいろな制約ございますので、今できることといえば説明会等で各住民の意識を高めてもらうというのが、とりあえずできることです。今後3地区残っておりますけど、9月末から10月上旬にかけて説明会を順次行いまして、ハザードマップの説明等を行いたいと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） その実施した説明会の2会場のうちの1つの会場に、私も参加しました。地区住民として非常に残念だなと思ったのは、人数が非常に少な過ぎました。これに関しては私も啓蒙していない部分が、私の責任もひとつあるのかなというふうに思います。それに伴って、やはり村もこのことに関してはもっともっと力を入れてほしいと思うんです。

私も9月の議会になると、防災行政ということで取り上げをしますけれども、今言いましたように9月は防災月だよということで取り上げをするんですけれども、これはもともといろいろな形で取り上げをしなければならないのかなと思います。これに伴って、村もきちんと対応していただきたいというふうに考えます。

次に伺いたいと思うんですけれども、災害弱者と言われる方たち、この方たちに対する対応はどのような対応をとられるのかということをお伺いしたいと思います。一般的に災害弱者と言われる方は、子どもさん、また高齢の方、お年寄りの方ですか。そうなってくると、なかなか先ほど話があったように、パソコンで村のホームページを見るよ、メールマガジンを受信するよ、テレビのデータ放送なかなかその切りかえも難しいよという方も多いのかなというふうに思うんですよ。そういった方たちに対して、村はいかに情報を伝えてどのような対応をされるのか、そのことをお示してください、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

今年度4月の時点で、災害の要支援者名簿ということで、今まで福祉は福祉、それから健康推進は健康推進、民生委員は民生委員ということで、ばらばらに各要支援者の情報を持っておりましたが、それを一つにまとめまして、要支援者名簿が法律により義務づけられましたので、その整備を行っております。

それで、具体的にそれをどう活用していくかということが問題になるわけですが、

個人情報との絡みもありましてすぐに公開できる状況にはないんですが、災害の発生するおそれのある場合は、その要援護者名簿を公開して構わないという法律になっておりますので、そのときに各地区に役場の職員を名簿を持ちまして派遣いたしまして、そういった人のまずは安否情報、それからそれに必要な救護ということで対処してまいる形になっております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 個人情報という言葉が出てくるだろうなと思ったんですけど、やはり個人情報という言葉が出てきましたよね。これは行政関連の個人情報というのはあまり関係ないという話を聞いています。縦割りで現行やっているものを、なるべくここを共有化していくんだよということで、一つの改善点を今示されたというふうに思うんですけども、まず、地域住民との情報の共有化が私は必要であるなというふうに思うんですよ。これは、今課長が言われるように個人情報の問題が出てきて、非常に難しい部分もあります。

しかしながら、高齢者のひとり暮らし世帯で会津若松の会社かな、見守りをやっていますよね。名前忘れちゃいましたけれども、私もその見守りをやっています。その方に何か連絡がとれないとか何とかというと、会社から直接私の携帯に電話が来ます。ご近所の何とかさんという家に行って、ちょっと確認していただけませんかというのを確認しに行ったりもします。

それと、その登録されている年配の方が、例えば検査のために病院に来週から2日間入院しますよというときも、事前にその会社から連絡が来ます。これはその登録されている方が承諾をしているから、私が見守りの一人として登録されているんですよ。こういうことを村はやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですよ。高齢者の方、障害を持たれた方、そういった方の承諾を得ながら、その近所の人をお願いをできる方を探し出して、お願いをしていく。それも1人ではなくて複数をお願いをするべきではないかというふうに思います。

今、答弁の中で職員を派遣してということだったんですけども、実際に緊急事態が発生した場合に、何人の職員がそこに派遣できますか。現場というか、事務対応が非常に煩雑化する中で、派遣するということは非常に難しいと思うんです。ですから、昔の結いではないんですけども、昔の地域のつながり、これをある種戻すべきではないかと思います。先ほどから言っているように、個人情報に関しては本人の了解を得ながら丁寧に進めていく。でもこれは急いでやる必要があるんじゃないかと思いませんけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

私の身内もその総合システムを使っておりますので、どういう状況のときに連絡が入るかは、実際に入ることもありますのでわかっておりますが、実際職員が要支援者のところへ行って、数が間に合うのかという問題、確かにおっしゃるとおり間に合いません。それで、近所同士、普段コミュニケーションがかなり重要であるということ

で、説明会でも申し上げましたが、役場だけでは安否確認できません。地域と一体となって安否確認あるいは要支援を行うというシステムが必要かと、それは思いますので、これから方法等をさらに検討していきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） これから対応を早急に考えていくということで、理解をしたいと思います。しかしながら、この西郷村というのは都市化が進んでいる村だというふうに言われています。ですから非常に難しいと思います。しかしながら、難しいからといって遅らせるわけにもいかないというふうに思います。災害は本当に明日襲ってくるかもしれない。そういった思いで、一日も早く対応すべきだなというふうに思います。

続きまして、村内の避難所としてということで、私、通告書のほうに48か所と書いてありますけれども、さきに同僚議員の質問の中の答弁の中で、村内50か所という答弁がありましたので、50か所ほどと訂正をして質問したいと思います。50か所ほど指定されていますけれども、万が一の災害が発生したときの安全性について伺いますということです。

これは災害というふうに縛ってありますので、水害、地震、さまざまな災害を想定しての話になります。これはちょっと聞いた話なんですけれども、避難場所として指定されている場所が水害のときに、ちょっとほかの土地よりも低いところに建っているものですから、水没しそうな状況だったと。あそこに避難しろと言われても無理なんだよなという話を聞いたことがありますので、村が50か所指定していますけれども、これに関して水害とかの発生した場合に、きちんと安全性を保っていただけるのかどうなのか、そこをまず伺います、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

確かに8・27のとき、実際避難所として指定しております保健センターに水が入ったり、それから50か所指定してあるんですけど、コミュニティーセンターによっては、例えば今回の土砂災害みたいな形になりますと、山を背負っている避難所とか、あるいはそれから溪流の出口の直線上に当たる避難施設とか、そういったところはございます。

それで、状況によって避難施設を活用するということになるかと思いますが、一次避難所は各コミュニティーセンターと指定しておりますが、そこでもなお浸水あるいは土石流、いろいろなことを想定されるかと思いますが、二次避難所として各学校と文化センター、そういったところを指定しておりますので、その状況により避難所を活用していかなければならないと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 50か所指定ということで、それが各コミュニティーセンターとかが一次避難所の指定をしていると。二次避難所として学校とかということを指定をしているということなんですけれども、ここで一つ疑問が湧いたんですけれども、

指定避難所として指定をしている。そのキャパシティーってありますよね。何人が入れるかということ、その地区全体を考えたときに、例えば大規模災害で本当に水害で広域的に被害を受けているときに、じゃ、どこに逃げるのかという話にもなってくるんですけれども、そのキャパシティー、容積を考えたことってございますか。何人ぐらい避難できるかと。それも計算すべきかなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

キャパシティーというのはちょっと考えたことなかったんですが、今回、原発事故の避難先ということで、田村市の中と西郷村で、田村市の一部がこちらに避難区域として指定されました。その中で、小学校の体育館等の面積で200人とか割り当てられたんですが、3.3平方メートル、畳1畳分に1人の割合で一応計算されたということで、そうすると実際に多く的人数というのは収容できない状況にあるのかなとは思いますが。ただ、地区の人全部が全部避難するわけではございませんので、その辺は何人避難できるかというのは再度検討いたしまして、今後に備えていきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 畳1畳分で1人という計算ということで、今答弁いただいたんですけれども、その計算をもとに、先ほどお話が出ましたよね。毛布の配置とかタオルケットとか、さっきも説明ありましたが、全然足りませんよね。あの答弁では毛布900枚、圧縮したものが900枚ですか、あと一般の毛布が50枚、敷毛布的なものが130枚、タオルケットが50枚というような説明がございましたけれども、全然そういう計算をしていくと、足りないというのはもう歴然とわかってくると思うんです。

ですから、先ほど15番議員が言われたのは、まさにそのとおりなんです。村はそのこともきちんと対応しなければいけないなというふうに思うんですよ。それと、さらに先ほど質問なかったものですから、私のほうから非常用食料、あとは飲料水、あとは救急医療品、生活用品等備蓄等の状況ということで伺いたいんですけれども、こういったものというのは、例えば水防倉庫なりこの一次避難所に指定されているコミュニティセンター、二次避難場所に指定されている各学校について、備蓄なんかはされていますか。それとも、もしくはこの役場に備蓄されているのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、備蓄の状況というのは、先ほどのとおりでございます。それで、医薬品とかそういったものというのは、とりあえず災害用ということではありませんが、備えつけの医薬品、ほんのわずかな量になりますが、そういったものを利用するしかない現状です。

それから、食料品、水といったものですが、全くこれも備蓄はない状況なんです、

イオン株式会社と協定を結んでおりました、そういった食料あるいは生活物資、そういうものを提供という形で協定を結んでおります。当然水なんかも入ってきますが、8・27、それから3・11のときは特にそうでしたが、やはり水、相当困る状況にあるので、その辺は支援物資が来るまでに何とかそういった協定を生かしながら、しのいでいかななくちゃならないと思っています。

それから、今年の5月に西郷村ばかりじゃないんですが、郡として白河青果株式会社、それから魚市場のほうとかとも協定を結んでおりますので、そういう状況を活用しながら、食料等の調達も考えていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま説明を聞いていて、大型ショッピングセンターとの協定が結んであるという答弁でございました。さらには白河青果市場、魚市場さんのほうとも協定を結んで協力をしていただけるというようなお話でございました。その答弁の中で、支援物資が来るまでという言葉がございました。恐らく課長の頭の中では、災害発生から3日しのげば、あとはよそから支援物資が来るんじゃないかというお考えなのかなと思うんですけれども、ここも非常に、先ほど15番議員が言われたように、私もこれはマックスで考えておくべきだと思うんです。

例えば、西郷村で水害が起きました。東京で首都直下型の地震が起きました。先ほど出た商業施設、ああいう本社機能が麻痺した場合にどういう対応がとれるのか。救援物資はほぼ中央のほうに集まっていくと私は思うんですよ。水害が発生した場合、西郷村というのはほかの市町村よりも標高が高いので、下の市町村でも影響が出ているわけですね。そうなったときに白河青果さん、魚市場さんのほうの救援物資がほかの市町村にも回さなきゃならない、そうなったときに本当に3日間耐えられるの、3日たったらよそから救援物資が来るのというふうな話になってくると思うんです。

3・11のことを思い出していただければ、ガソリンがなくなって実際に何日、給油できるまで、回復するまで何日必要だったのか、そういうことももう一度見直すべきだと思うんです。そういった面で、自治体としてある程度の数を備蓄をしていく、そのことが私は必要だと思うんです。私ら現役世代はちょっと我慢しなさいよといえ、1日3食のうち1食でも我慢はできます。しかしながら、先ほどから言っているように、災害弱者と言われる子どもや赤ちゃんたちは我慢しろというわけにはいかないと思うんですよ。そこをきちんと考えながら、備蓄を計画的にやっていく必要があると思います。

備蓄したものは定期的に動かしていかないと、消費期限とかというのもございます。そこは注意すべきかなというふうに思います。あと、意外と見落とし的なものとして、衛生用品の欠落もあるのかなと思うんです。歯ブラシとかマスクとか生理用品とかタオルとか、こういったものも準備をしていく必要があるというふうに考えますけど、いかががお考えになりますか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

今後、その辺を詰めて計画等合わせていきたいとは思いますが。実際、上田議員とも災害の現場等ボランティアで行きましたときに、そういった物資、足りない物資、今言っていました乳児のミルクとかそれからおむつ、それから女性用品とか、そういったものが意外と足りないんだということを確認しております。

それから、現場ですとサランラップが非常に役に立つとか、そういった状況もありますので、いろいろ今までの経験それから計画、見直し考えながら備蓄をどうしたらいいかということを中心に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） しつこいようですが、災害は明日起こるかもしれないということを入り込んで、早急にこれは対応していくべきだというふうに申しつけをして、次の質問に入りたいと思っております。

続いて、除染業務委託契約についてということで質問をしたいと思っております。私は、この行政が行う業務委託の場合、下請等は認められないというふうに理解をしておりました。しかしながら、除染業務委託については認められているということであります。その根拠をまずお示しをしていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 除染業務の委託についてのおただしでございます。

業務委託の下請につきましては、環境省及び福島県において、除染作業の共通仕様書が県内の市町村に対して提示されております。西郷村もこの仕様書を準用しております。この福島県除染作業共通仕様書の1章12項目にありますように、作業を下請に付する場合には、下請事業者が除染作業の実施能力を有することを確認するなど、複数の要件を定めております。また、福島県元請・下請関係適正化指導要綱も、村はあわせて準用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 福島県除染作業共通仕様書に基づいて下請を出しているということで理解をいたします。この中の規定によって行っているんだよということになると思うんですけども、では、この仕様書に基づいて実施がされているというふうに理解をしますけれども、この仕様書に従わない場合には、どのような対応をとられるのか、そこも伺います、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 従っていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 従っていただくということですが、私もそう思います。従っていただかなければ困るなというふうに思います。今、村長がさきの答弁の中で言われましたように、作業の下請ということで、1の12ということで、4項目ほどうたっていますよね。1は受注者が作業の実施につき、総合的に企画、指導及び調整

することというふうにあります。2から3に関しては、これは自治法や関係法令に基づく有資格制限というようなものでないとか、そういうことが規定されていますよね。4は、下請者は当該作業の実施能力を有することということであっています。

その次の項目で、1の13、実施体制の台帳ということで、受注者は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を準拠すること。なお、要綱の記載にある元請は、受注者に読みかえるものとするというふうにあるんですけども、準拠すること、福島県が出している元請・下請関係適正化指導要綱、これに従わなければだめですよということで、規定しているわけですね。建設課長、伺いたいんですけども、この福島県が出している福島県元請・下請関係適正化指導要綱、これに従わない、準拠しない場合にはどう対応されるんですか。建設課の場合には、業務委託ではなくて工事請負とかいうふうになるかと思えますけれども、実際に設計委託とかそういうものになれば委託でしょうけれども、大きく考えてこれに従わない場合は、建設課としてはどういう対応をとられますか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 上田議員のご質問にお答えします。

福島県元請・下請関係適正化指導要綱がございまして、その第15条第10号、県の指導及び助言というものがございまして。こちらのほうに、違反した場合において必要があると認められるときには、調査及び是正、その他必要な措置事項に関する指示を行うこととなっております。それと、元請、また下請が全号の指示に従わない場合、また指示に対する措置の結果が適切でない場合における入札参加資格制限措置基準に照らした措置という形になってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま建設課長のほうから説明いただいたんですけども、従っていただかなければ困るということで、それに伴ってのさまざまな罰則規定とかは特にないのかなというふうに思いますが、しかしながら、入札の資格停止とかという部分は出てくるのかなと思いますよ。

ということは、そのことをきちんとわきまえて村は実施しているのかなというふうに思うんです。さらに、ちょっと今、話を飛ばしてしまったんですけども、除染作業員の管理ということで、この仕様書の中には、きちんと作業員に関しては原理規則に基づいて研修を受けさせなければなりませんよとかとやっていますよね。そういった部分は、村はやっていますよね。

ということは、この仕様書どおりやってくるわけですね。そうすると、一つ気になるのは、先ほど申し上げましたように、指導要綱に従わない場合が今発生しているんですよ、この西郷村においてね。私は担当課に直接お話ししたのは5件ほどありますよね。多分村長のほうにも、違う団体から申し入れがあったというふうに話を聞いています。それは賃金不払いの問題です。

これは前回の6月の定例会のときに、藤田議員の一般質問の中で、担当課長も認め

られていました。7件ほどあるとかと言われましたよね。8件ですか。それに対して、村はどのような対応をとられているのかなというふうに思うんですよ。そのことをもう一度確認したいと思います。どのような対応をとられていますか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 12番、答弁は休憩の後でいいですか。

○12番（上田秀人君） はい。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時20分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

ここで、総務課長より、先ほどの発言の中で一部訂正をしたいとの求めがございましたので、これを許します。総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 先ほど、1人当たりの面積ということで問い合わせございました。畳1畳ということでお答え申し上げましたが、今3平方メートルということで計算しているということで、訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 賃金不払いの問題の指摘があって、どう是正したのかということでございます。

ご指摘の後、私ども調べまして、そして契約の相手方全員来ていただきました。いろいろお願いを申し上げました。一つは、安んじて西郷村においでになった作業する方々が仕事ができますように、お話のような問題が惹起しないようにどうするかということでございます。具体的なものにつきましては、内容を職員のほうも中に入れて、そして業者間の問題について調整していくということにしております。なるべく問題を起こさないで、いち早く除染が終わりますように努力してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 先に私も質問の中の一部訂正をしたいなと思います。ただいまの休議中に担当課長のほうから、国民健康保険の広域化する年度の話なんですけれども、私先ほど平成30年を目標にと言いましたけれども、実質は平成29年度中にとことみたいなので、30年を29年度というふうに訂正をしたいと思います。議長においてはよろしくお願したいと思います。

○議長（鈴木宏始君） わかりました。

○12番（上田秀人君） それで、じゃ、また質問に入りたいと思います。

今、村長のほうから答弁いただいたんですけれども、業者を呼んで話をしたということなんですけれども、その呼ばれた業者というのは、元請さん、下請さん、両方呼

ばれましたか、そこを伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 元請であります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ですね。元請さんしか呼んでいないので、私は下請さんのほうから、下請で入った人から連絡をいただいて、先ほども言いましたように5件ほど連絡いただきました。そのうち担当課のほうにお話しをさせていただいて、2件は早急に解決をしました。非常に村の対応は早いなど。まして村の業者さんにおいてもどういう解決を図られたのか、きちんと賃金不払いを解決してくれたということは、途中で何かトラブルがあったにもかかわらず元請さんが自分で出してくれたのか、どういう解決をしたのかというまでは私は追及しませんでした。

しかしながら、問題解決したということで了解していたんですけども、残り3件に関してはいまだに何の解決も見えていないと。その下請けに入っていた人たちも、元請さんのほうにいろいろ連絡はしているようなんです。しかしながら、言葉で言えば技術指導的な形でけんもほろろに扱われるみたいな部分もあります。ですから、私のほうにどういうついで私の連絡先を調べてきたのかはわかりませんが、連絡をくれたというふうに思っています。

私はこのことをきちんと解決しなければ、今西郷村の除染業務にかかわって、さまざまなことが言われています。こういったものの解決につながらないというふうに思うんです。元請さんと呼んだだけで、話を聞いただけで、いまだに解決しましたという報告がないので、解決はしていないわけです。

ですから、前に資料をお渡ししましたよね、課長ね。その方を、大変でも一度来てもらうか、大変でも職員が一度その方に伺って、どういう状況か話を確認すべきじゃないかと思うんですよ。それが福島県の元請・下請関係適正化指導要綱、これに基づいた行動ではないかと思うんです。元請さんは多分払ってくれたと思います。下請さんはもらっていないと思います。その中間での何かトラブルがあるのか。どこにトラブルがあるのか、そこをきちんと調べをして解決をしなければ、根本的な解決にはつながらないと思うんです。このことを村は実施するのかしないのか、確認します、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 解決をします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま村長が解決をするということで、下請さんのほうにもきちんと事情聴取をするということで確認をしてよろしいですか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） よく調べて、やり方は任せていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） やり方を任せてと言われても、私はこの問題を多分もう2か月、

3か月前ぐらいに担当課のほうに話ししているんですよ。その間ずっと放っぼりばなしなんです。申しわけないですけどね。

この3名のうちの1人の方は、今月齢で6か月ぐらいになる赤ちゃんを抱えた人なんです。この西郷に来たときには、3か月ぐらいの赤ちゃんを抱えた人だったんです。一月間一生懸命西郷村のために除染をしてくれて、一銭のお金ももらえないままに西郷村からも泣く泣く出て行って、自分の奥さんと3か月の赤ちゃんを抱えて、郡山方面で今除染作業を一生懸命頑張っていますよ。そういった人に村はきちんと対応できないんですかね。きちんとすべきです。そのことをきちんと約束してください、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） よく調べて、きちんと対応します。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） よく調べてきちんと対応するというので、私もこのお三方にきちんと連絡をします。今後村がどういう対応をとられるのか、そのことも確認をしながら、さらにこのことを見ていきたいというふうに思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

明日9月24日は休会とし、次の本会議は9月26日定刻から開きます。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後3時47分）